

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 地方交付税法の一部を改正する法律案

2 戸籍住民基本台帳費 世帯数 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正 に改め、同条
 3 その他の諸費

第九項中「人口が急増した地方団体、」を削り、「急激に」の下に「増加し又は」を加える。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中「前年度中において、」を削り、「個人に係るものにあつては、飲食店業及び料理店業、旅館業並びに席貸業に係る最近の年度分の所得税の課税の基礎となつた所得額、法人に係るものにあつては、飲食店業及び料理店業、旅館業並びに席貸業に係る最近の年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額」を「料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額」に、「道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数」を「道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数」に、「地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百三十三号)第二条の規定によつて算定した額」及び「石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)第二条の規定によつて算定した額」を「道

〔2〕一の納税義務者が所有するその価格の合計額が自治省令で定める金額以上の償却資産(地方税法第百八十九条の規定により自治大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く)は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く。
 当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額

〔3〕船舶(地方税法第百八十九条の規定により自治大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの及び一の納税義務者が所有するその価格の合計額が自治省令で定める金額以上の償却資産であるものを除く) 当該市町村の区域内に定けい港を有する船舶のとん数

〔4〕その他の償却資産 最近の事業所統計調査の結果による従業者数

〔2〕その他の償却資産 当該市町村が課することができる固定資産に改め、「樹種別の」を削り、「地方税法第百十二条の二の規定によつて算定した額」を「当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員」に、「地方税法第百九十九条の三十二の規定によつて算定した額」及び「地方税法第百七十条の四十九の規定によつて算定した額」を「道路の延長及び面積」に、「特別とん譲与税法(昭和三十三年法律第七十七号)第二条の規定によつて算定した額」を「前年度の特別とん譲与税の譲与額」に、「地方道路譲与税法第二条の規定によつて算定した額」及び「石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額」を「道路の延長及び面積」に改める。

第十五条第一項中「前条」を「第十四条」に改める。

第十七条第一項中「対し、」を「対し」に改める。

附則第二十三項の表の単位費用の欄中「五七〇〇〇〇〇」を「七〇〇〇〇〇〇」に改める。

別表を次のように改める。

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
三 教育費	一 警察費	警察職員数	一人につき 一、九〇〇、〇〇〇円
	二 土木費		
	1 道路橋りょう費		
	(1) 経常経費	道路の面積	一平方メートルにつき 七〇〇
	(2) 投資的経費	道路の延長	一メートルにつき 一、二五〇〇
	2 河川費		
	(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき 二二〇
	(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき 一八〇〇
	3 港湾費		
	(1) 経常経費	漁港(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき 六、〇〇〇
	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき 二、〇〇〇
	4 その他の土木費		
(1) 経常経費	人口	一人につき 一四〇〇	
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 一〇〇	
	人口	一人につき 八〇〇	
	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 四〇〇	
1 小学校費	教職員数	一人につき 八四五、〇〇〇	

道府県

2 中学校費		学校数	一校につき	一一六、五〇〇〇〇
		教職員数	一人につき	八一四、〇〇〇〇〇
3 高等学校費		学校数	一校につき	一一六、五〇〇〇〇
(1) 經常経費		教職員数	一人につき	一、四九五、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費		生徒数	一人につき	一一、〇〇〇〇〇
		生徒数	一人につき	一〇、〇〇〇〇〇
4 その他の教育費		人口	一人につき	四一八〇〇
		人口	一人につき	四四六、〇〇〇〇〇
四 厚生労働費		町村部人口	一人につき	九九三〇〇
1 生活保護費				
2 社会福祉費		人口	一人につき	三八〇〇〇
(1) 經常経費		人口	一人につき	六〇〇〇〇
(2) 投資的経費		人口	一人につき	七九〇〇〇
3 衛生費		人口	一人につき	一四六〇〇
4 労働費		失業者数	一人につき	一五四、〇〇〇〇〇
五 産業経済費				
1 農業行政費		農家数	一戸につき	一五、四〇〇〇〇
(1) 經常経費		耕地の面積	一ヘクタールにつき	一一、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費				

2 林野行政費		林野の面積	一ヘクタールにつき	七〇〇〇〇
(1) 經常経費		林野の面積	一ヘクタールにつき	一、九〇〇〇〇
(2) 投資的経費		水産業者数	一人につき	二七、〇〇〇〇〇
3 水産行政費		水産業者数	一人につき	一一、五〇〇〇〇
(1) 經常経費		人口	一人につき	三三五〇〇
(2) 投資的経費		道府県税の税額	千円につき	一一〇〇〇
4 商工行政費		恩給受給権者数	一人につき	二〇〇、〇〇〇〇〇
六 その他の行政費		人口	一人につき	八〇〇〇〇
1 徴税費		人口	一人につき	七〇〇〇〇
2 恩給費		面積	一平方キロメートルにつき	二二〇、〇〇〇〇〇
3 その他の諸費		災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
(1) 經常経費		公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
(2) 投資的経費		公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	一三一〇〇
九 特別事業債償還費		昭和三十九年度		

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 地方交付税法の一部を改正する法律案

六 其他の行政費	3 保健衛生費	4 清掃費	5 産業経済費	1 農業行政費	2 商工行政費	3 其他の産業経済費	(2) 投資的経費	1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	3 其他の諸費	(1) 經常経費
人口	人口	人口	人口	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	農家数	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六〇〇〇	三五〇〇	八一〇〇	一五四、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇五〇	二、〇五〇	二、〇五〇	二、〇五〇

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 地方交付税法の一部を改正する法律案

(2) 投資的経費	七 災害復旧費	八 特定債償還費	九 刃地対策事業債償還費	十 特別事業債償還費
面積	面積	千円につき	千円につき	千円につき
一四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二五〇〇	八〇〇〇	一二九〇〇

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第九項、第十四条第三項、附則第二十三項並びに別表の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

3 昭和四十六年度に限り、自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
土地開発基金費	人口	一人につき 一、〇〇〇〇円

4 前項の測定単位の数値は、官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、市町村の態容その他の事情を参酌して、

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 地方交付税法の一部を改正する法律案 民事訴訟費用等に関する法律案外二案

四七二

理由

地方財政の状況にかんがみ、地方団体の公共施設等の整備に要する財源の充実に資するとともに、各種の制度改正に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔菅太郎君登壇〕

○菅太郎君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況にかんがみ、長期的見地から社会資本の計画的な整備を促進するとともに、最近の地域社会の著しい変貌に対処し、それぞれの地域の特性に応じて住みよい生活環境の整備をはかるため、地方交付税の算定方法を改正しようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、第一点は、市町村道等住民の生活に直結する各種公共施設の整備を促進するとともに、公害対策等に要する経費を充実するため、単位費用の改定を行なうこととしております。

第二点は、人口急増地域における財政需要の増加に対応して、義務教育施設等の整備に要する経費を充実するほか、引き続き市町村分の土地開発基金費を算入することとしております。

第三点は、過疎地域における行政水準の維持向上のため、人口急減補正等により、後進市町村の財政基盤の強化をはかることと、広域市町村圏内における生活関連道路の整備を引き続き促進するための措置を講ずることとしております。

第四点は、その他各種制度の改正等により増加することとなる経費を基準財政需要額に算入するため、単位費用の改定を行なうこととしております。

第五点は、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の簡素合理化をはかることとしております。

本案は、二月十九日日本委員会に付託され、同月二十三日秋田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、本案及び地方財政計画について慎重に審査を行ない、三月十二日質疑を終了いたしました。

三月十六日討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して高島委員より本案に賛成、日本社会党を代表して山口委員、公明党を代表して桑名委員、民社党を代表して吉田委員及び日本共産党を代表して林委員より、それぞれ本案に対し、反対の意見が述べられました。次いで、採決を行ないましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案により、過密過疎対策、公害対策及び単独事業等に対する地方交付税措置の強化並びに超過負担の解消、地方公営企業の健全化及び地方債の資金拡充等を内容とする附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 民事訴訟費用等に関する法律案 (内閣提出)

日程第三 刑事訴訟費用等に関する法律案 (内閣提出)

日程第四 民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第二、民事訴訟費用等に関する法律案、日程第三、刑事訴訟費用等に関する法律案、日程第四、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案、右三案を一括して議題といたします。

民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 裁判所に納める費用

第一節 手数料(第三条―第十条)

第二節 手数料以外の費用(第十一条―第十三条)

第三節 費用の取立て(第十四条―第十七条)

第三章 証人等に対する給付(第十八条―第二十八条)

第四章 雑則(第二十九条・第三十条)

附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 民事訴訟手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続(以下「民事訴訟等」という。)の費用については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の關係人をいふ。以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一次条の規定による手数料

その手数料の額(第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額)

二 第十一条第一項の費用

その費用の額

三 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)

その手数料及び費用の額

四 当事者等(その法定代理人又は代表者及びこれらに準ずる者を含む。次号において同じ。)が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所

が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額

右 民事訴訟費用等に関する法律案

国会に提出する。

昭和四十六年三月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

五 代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。)が前号に規定する期日に出頭した場合(当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。)における旅費、日当及び宿泊料(代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額。ただし、当事者等が出頭した場合におけるそれらの額をこえることができない。

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類(当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。)の書記料

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

七 前号の書類の提出の費用

提出一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額(外国に居住する当事者が外国から提出した書類については、当該外国からの郵便料金に相当する額)

八 官庁その他の公の団体又は公証人から第六号の書類の交付を受けるために要する費用

当該官庁等に支払うべき手数料の額及び交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額

九 第六号の訳文の翻訳料

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

十 文書又は物(裁判所が取り調べたものに限る。)を裁判所に送付した費用

通常の方法により送付した場合における実費の額

十一 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用

裁判所が相当と認める額

十二 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税

その登録免許税の額

十三 執行力のある正本の付与又は民事訴訟法第五百六十条において準用する同法第五百二十八条の規定により送達すべき公正証書等の謄本、執行文若しくは証明書の謄本の交付を受けるために要する費用

裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額及び第七号の例により算定した費用の額

十四 前号の正本の付与又は謄本若しくは執行文の交付を受けるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類の書記料(その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)及びその

第六号から第八号までの例により算定した費用の額

提出の費用

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行又は担保権の実行に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受ける報酬及び費用

十六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七号の例により算定した費用の額

三百八十一条又は第三百八十五条(同法その他の法令において準用する場合を含む。)の規定による通知を書面で行った場合の通知の費用

第二章 裁判所に納める費用
第一節 手数料

(申立ての手数料)
第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟法第三百五十六条第三項又は第四百四十二条第一項の規定により和解又は支払命令の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

(訴訟の目的の価額等)
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第二十二條第一項及び第二十三條の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、三十五万円とみなす。
3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。
5 民事訴訟法第二十三條第一項の規定は、別表第一の一三の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。
7 前項の価額は、これを算定することができないときは、三十五万円とみなす。

(手数料を納めたものとみなす場合)
第五条 民事訴訟法第四百四十九條第二項(第四百六十三條第二項において準用する場合を含む。)、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九條又は家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第二十六條第二項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四條(第十五條において準用する場合を含む。)の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八條第二項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてす

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 民事訴訟費用等に關する法律案外二案

四七四

借地法(大正十年法律第四十九号)第八條ノ二第一項、第二項若しくは第五項、第九條ノ二第一項(第九條ノ四において準用する場合を含む)又は第九條ノ三第一項(第九條ノ四において準用する場合を含む)の規定による申立ての手数料について準用する。

(手数料未納の申立て)

第六條 手数料を納めなければならない申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

第七條 別表第二の上欄に掲げる事項の手数は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八條 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。

(過納手数料の還付等)

第九條 手数料が過大に納められた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額(第五條の規定により納めたものとみなされた額を除く)から納めるべき手数料の額(同條の規定により納めたものとみなされた額を除く)とし、民事訴訟法第二十三條第一項に規定する合算が行なわれた場合における各個の請求の二に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額)の二分の一の額(その額が千円に満たないときは、千円)を控除した金額の金銭を還付しなければならない。ただし、各個の請求の一部について当該各号に定める事由が生じた場合においては、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、この限りでない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第七十一條若しくは第七十五條の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申出

二 支払命令の申立て

三 民事調停法による調停の申立て

四 借地法第十四條ノ二の事件の申立て、同條の事件における参加の申出(申立人として参加する場合に限る)又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告(次号に掲げるものを除く)の提起

五 上告の提起又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する借地法第十四條ノ三第一項において準用する非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二十五條において準用する民事訴訟法第四百十三條若しくは第四百十九條ノ二第一項の規定による抗告の提起

3 前二項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができ。

4 第一項又は第二項の申立ては、その申立てをすることができたる事由が生じた日から五年以内にならなければならない。

5 第一項又は第二項の申立てについてされた決定に対しては、即時抗告をすることができ。

6 第一項又は第二項の申立て及びその裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五條及び第三十二條の規定は、この限りでない。

(再使用証明)

第十條 前條第一項又は第二項の申立てにおいて、第八條の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができたる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前條第五項及び第六項の規定は、前項の決定について準用する。

第二節 手数料以外の費用

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外で行なう場合に必要裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

(予納義務)

第十二條 前條第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等はその費用の概算額を予納させなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわなければならない。

(郵便切手による予納)

第十三條 裁判所は、郵便物の料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手で予納させることができる。

第三節 費用の取立て

(裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等)

第十四條 第十一條第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解若しくは調停によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

(予納がない場合の費用の取立て)

第十五條 前條の費用の取立てについては、第十一條第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事訴訟法の規

定による強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第五項及び第六項の規定は、前項の決定について準用する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十六条 民事訴訟法第二百一十一条第二項又は第二百二十二条の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第二百二十三条第一項前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(準用)

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通事は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通事は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通事は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならぬ。

(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第三百十條第二項の規定による説明者及び事実の調査のために裁判所から

期日に出席すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(調査の囑託をした場合の報酬の支給等)

第二十条 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を囑託し、報告を求め、又は鑑定を囑託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人若しくは管理人を任命し、又は競売その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 第十八条第三項の規定は、前項の費用について準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に於ける旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道三百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む)によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払

つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。(日当の支給基準及び額)

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいふ。)との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参照して、裁判所が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)

第二十五条 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結した場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないとき、この限りでない。

第四章 雑則

(郵便切手の管理)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手の管理に關する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)に規定する物品管理職員の責任の例による。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

別表第一

項	上	欄	下	欄
一	訴え(反訴を除く。)の提起		訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までごとに 五百円 (二) 訴訟の目的の価額が三十万円をこえ五万円までの部分 その価額五万円までごとに 三百五十円 (三) 訴訟の目的の価額が百万円をこえる部分 その価額十万円までごとに 五百円	
二	控訴の提起(四の項に掲げるものを除く。)		一の項により算出して得た額の一・五倍の額	
三	上告の提起(四の項に掲げるものを除く。)		一の項により算出して得た額の二倍の額	
四	請求について判断をしなかつた判決に対する控訴又は上告の提起		二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額	
五	請求の変更		変更後の請求につき一の項(請求について判断した判決に係る控訴審における請求の額)に算出して得た額から変更前の請求に係る手数料の額を控除した額	
六	反訴の提起		一の項(請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項)により算出した額を、本訴とこの額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項(請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項)により算出して得た額を控除した額	
七	民事訴訟法第七十一条又は第七十五条の規定による参加の申出		一の項(請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては、二の項)又は三の項(第一審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審における参加にあつては二の項)により算出して得た額	
八	再審の訴えの提起	(1) 簡易裁判所に提起するもの 五百円 (2) 簡易裁判所以外 の裁判所に提起するもの 千円		
九	和解の申立て		請求の目的の価額に応じて、一の項により算出して得た額の二分の一の額	五百円
一〇	支払命令の申立て			五百円
一一	不動産の強制競売の申立て、債権の差押命令の申請、競売法(明治三十一年法律第十五号)の規定による不動産の競売の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て			
一二	破産の申立て(債権者がするものに限る。)、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算の申立て又は企業担保権の実行の申立て			三千円
一三	借地法第十四条ノ二の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出(申立人として参加する場合に限る。)		借地法第八条ノ二第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 基礎となる額が三十万円までの部分 その額五万円までごとに 二百円 (二) 基礎となる額が三十万円をこえ五万円までの部分 その額五万円までごとに 二百五十円 (三) 基礎となる額が百万円をこえる部分 その額十万円までごとに 二百円	
一四	民事調停法による調停の申立て		調停を求めるときの事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 調停を求めるときの事項の価額が三十万円までの部分 その額五万円までごとに 三百円 (二) 調停を求めるときの事項の価額が三十万円をこえ五万円までの部分 その額五万円までごとに 二百円 (三) 調停を求めるときの事項の価額が百万円をこえる部分 その額十万円までごとに 二百円	

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号

民事訴訟費用等に関する法律案外二案

(趣旨)

第一条 刑事の手續における訴訟費用の範囲及び裁判所又は裁判官が行なう刑事の手續における証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人(以下「証人等」と総称する。)又は弁護人に対する給付については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(訴訟費用の範囲)

第二条 刑事の手續における訴訟費用は、次に掲げるものとする。

一 公判期日若しくは公判準備につき出頭させ、又は公判期日若しくは公判準備において取り調べた証人等に支給すべき旅費、日当及び宿泊料

二 公判期日又は公判準備において鑑定、通訳又は翻訳をさせた鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給すべき鑑定料、通訳料又は翻訳料及び支払い、又は償還すべき費用

三 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬(証人等の旅費)

第三条 証人等の旅費は、鉄道賃、船賃、路程費及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むもの)とし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道三百キロメートル以上のもの)には特別急行料金、普通急行列車又は準急行列

車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(証人等の日当)

第四条 証人等の日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に應じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(証人等の宿泊料)

第五条 証人等の宿泊料は、出頭等に必要な夜数に應じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分し定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第六条 証人等の本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。

(鑑定料等)

第七条 鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給すべき鑑定料、通訳料又は翻訳料及び支払い、又は償還すべき費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(弁護人の旅費、報酬等)

第八条 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、第三条から第五条までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出頭し、又は取調べ若しくは処分立ち会つた場合に限り、

2 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき報酬の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)

第九条 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(請求の期限)

第十条 第二条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付は、裁判によつて訴訟手續が終了する場合においては、その裁判がある場合において請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、この限りでない。

(裁判官の権限)

第十一条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問その他の手續を行なう場合には、この法律の規定(第八条第二項を除く。)による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないとき、この限りでない。

2 前項本文の規定は、受命裁判官及び受託裁判官以外の裁判官が証人尋問その他の手續を行なう場合について準用する。

(最高裁判所規則)

第十二条 この法律に定めるもののほか、刑事の手續における証人等又は弁護人に対する裁判所の給付の実施に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

理由

刑事訴訟費用等に関する法制を整備し、訴訟費用の範囲の明確化、証人等に対する給付の充実等を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保するため、新たに刑事訴訟費用等に関する必要な事項を定めた法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案

昭和四十六年三月三日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法

第一条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第 号)及び刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第 号)は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、民事訴訟費用等に関する法律第二章第一節の規定(第九条第一項の還付に關する部分を除く。以下同じ。)は、同年十月一日から施行する。

(民事訴訟費用法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)

二 民事訴訟用印紙法(明治二十三年法律第六十五号)

三 商事非訟事件印紙法(明治二十三年法律第六十六号)

四 刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)

五 訴訟費用臨時措置法(昭和十九年法律第二十号)

(経過措置)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(以下「新法」という。)の施行前に提起された事件に係る当事者等(同法第二条に規定する当事者等をいう。以下この条において同じ。)又はその他の者

が負担すべき民事訴訟等の費用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 前項の事件に係る申立てで新法第二章第一節の規定の施行後にされたもの手数料並びに新法の施行後に開始された新法第十一条第一項の費用を要する行為に係るその費用及び当該行為についての新法第三章に定める給付については、新法の規定を適用する。ただし、新法施行前に要したもののについては、この限りでない。

3 第一項の事件につき同項の規定により旧民事訴訟費用法の例による場合においては、同法第一条中「以下数条」とあるのは、「以下数条及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法(昭和四十六年法律第...号)第三条第二項ノ規定ニ依リ適用サルル民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第...号)とする。

4 新法の施行後新法第二章第一節の規定の施行前に提起された事件に係る当事者等又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲に属すべき申立ての手数料については、なお従前の例による。

5 新法の施行前に第七条の規定による改正前の民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第六十六条第一項の規定によつてされた予納命令及び予納は、新法の規定の適用については、新法第十二条第一項の規定による予納命令又は予納とみなす。

4 新法第二章第一節の規定の施行前に申し立てられた新法別表第二の上欄に掲げる事項の手数料の納付については、なお従前の例による。

5 新法中過大に納められた手数料の還付に關する規定は、新法の施行前にその事由が生じたものについても、適用する。

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号

(民事訴訟法の一部改正) 第七條 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第六六條を次のように改める。

第二百二十八條第一項中「訴状ニ印紙ヲ貼用セザル」を「訴ノ提起ノ手数料ヲ納付セザル」に改める。

第三百七十七條中「控訴状ニ印紙ヲ貼用セザル」を「控訴ノ提起ノ手数料ヲ納付セザル」に改める。

第三百八十四條ノ二第一項中「控訴状ニ貼用スベキ印紙金額」を「控訴ノ提起ノ手数料トシテ納付スベキ金額」に改める。

第八條 借地法(大正十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條ノ十五を削り、第十四條ノ十六を第十四條ノ十五とする。

(抵当証券法の一部改正) 第九條 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條中「民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條」を「民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第...号)」に改める。

(証券法の一部改正に伴う経過措置) 第十條 前條の規定による証券法の一部改正に伴う経過措置については、第三條第一項から第四項までの規定の例による。

(家事審判法の一部改正) 第十一條 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「裁判所書記」及び「書記」を「裁判所書記官」に改める。

第六條を次のように改める。

民事訴訟費用等に関する法律案外二案

(刑事訴訟法の一部改正) 第十條 削除

第十三條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

第七十三條中「鑑定料及び立替金の弁償を請求する」を「鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受ける」に改め、同條に次の一項を加える。

鑑定人は、あらかじめ鑑定に必要な費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは鑑定を拒んだときは、その支払を受けた費用を返納しなければならない。

(檢察審査會法の一部改正) 第十四條 檢察審査會法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第...号)」に改める。

第三十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律」に改める。

第四十條中「檢察官資格審査委員會」を「檢察官資格審査會」に改める。

(刑事訴訟法施行法の一部改正) 第十五條 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「五円」を「二十円」に改める。

第十一條第一項中「十円」を「五十円」に改める。

(刑事訴訟法施行法の一部改正に伴う経過措置) 第十六條 この法律の施行前の請求に係る刑事訴訟法施行法第十條第一項の費用及び同法第十一條第一項の手数料については、なお従前の例による。

(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正) 第十七條 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

檢察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法

第一條を削る。

第二條第一項中「刑事訴訟法」の下に「昭和二十三年法律第三十一号」を加え、「且つ、立替金の弁償」を「かつ、鑑定、通訳又は翻訳に必要な費用の支払又は償還」に改め、同條第二項中「弁償金の額は、前條第一項の例による」を「費用の額については、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第...号)第三條から第七條まで及び第九條の規定を準用する」と改め、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「檢察官」と読み替へるものとするに改め、同條第三項を削り、同條の條名を削り、第一項に項番号を附する。

(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正に伴う経過措置) 第十八條 前條の規定による公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正に伴う経過措置については、第六條の規定の例による。

(特許法の一部改正) 第十九條 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第二項中「第二百二條並びに第六條」を「並びに第二百二條」に改め、同條第四項中「及び第六條(費用の予納)」を削り、同條第六項を次のように改める。

6 審判における手続上の行為をするために必要な給付については、その性質に反しない限り

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号

民事訴訟費用等に関する法律案外二案 関税込率法等の一部を改正する法律案

四八〇

り、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第 号)中これらに関する規定

(第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。)の例による。

附則

この法律(第一条を除く。)は、昭和四十六年七月一日から施行する。

理由

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の施行期日並びにこれらの法律の施行に伴う経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長高橋英吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高橋英吉君登壇〕

○高橋英吉君 ただいま議題となりました三法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、民事訴訟費用等に関する法律案は、民事訴訟等の費用に関する必要事項を体系的に整備することともに、その内容を明確化しようとするものであり、そのおもなる内容は、

第一、民事訴訟等において負けたほう、すなわち敗訴者が負担すべき訴訟費用の範囲を制限列表的に明確にする。

第二、手続の過程でなされる中間的、付随的な申し立ては、原則として手数料を取らないものとし、その他の申し立ての手数料の額は適正なものに改める。

第三、超過納付手数料は金銭で還付するものとし、訴えの提起等の手数料のうち、口頭弁論を経ないで訴えが却下された場合等については、原則として半額を金銭で還付する。

第四、証人等に対し、出頭当日について日当を支給するほか、出頭のための旅行に要した日についても新たに日当を支給するものとし、旅費の種目に航空賃を加える。

次に、刑事訴訟費用等に関する法律案は、刑事訴訟費用等に関する必要事項を体系的に整備することともに、その内容を明確化しようとするものであり、そのおもなる内容は、証人等に対し、出頭当日について日当を支給するほか、出頭のための旅行に要した日についても新たに日当を支給するものとし、旅費の種目に航空賃を加える等であります。

終わりに、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案のおもなる内容は、

第一、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の規定は、昭和四十六年七月一日、裁判所に納める手数料に関する規定は、同年十月一日から施行する。

第二、現行の民事訴訟費用法、民事訴訟用印紙

法、商事非訟事件印紙法、刑事訴訟費用法及び訴訟費用臨時措置法は、廃止する。

当委員会は、以上三法案につき慎重審議を重ねた後、三月十六日、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 関税込率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第五、関税込率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

関税込率法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十六年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

関税込率法等の一部を改正する法律(関税込率法の一部改正)

第一条 関税込率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十四条第十一号中「使用されたもの」の下に「又は輸入の際に使用されているもの」を加え、ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

第十四条第十四号ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

第十四条第十五号を次のように改める。

第十五 削除

第十四条の二中、「その輸入が」を削り、「又は第十四号本文」を、「第十一号前段又は第十四号前段」に改める。

別表の関税率表の解釈に関する通則の備考中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 この表の各号に掲げる物品を詰めて輸入する容器で、当該物品に通常使用する種類及び価値のものは、当該物品に含まれるものとして取り扱う。

別表第三部第一五類の備考1中「第一五〇一号」の下に「又は第一五〇七号」を、「豚脂」の下に「又は植物性油脂」を加える。

別表第一五・〇七号中

- 一 大豆油
- 二 落花生油
- 三 菜種油及びからし種油
- 四 ひまわり油
- 五 綿実油

- 一 大豆油
 - (一) 酸価が〇・六をこえるもの
 - (二) その他のもの
- 二 落花生油
 - (一) 酸価が〇・六をこえるもの
 - (二) その他のもの
- 三 菜種油及びからし種油
 - (一) 酸価が〇・六をこえるもの
 - (二) その他のもの
- 四 ひまわり油
 - (一) 酸価が〇・六をこえるもの
 - (二) その他のもの
- 五 綿実油
 - (一) その他のもの

一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円

を

に

を

- 一四 その他のもの
 - (一) 酸価が〇・六をこえるもの
 - (二) その他のもの

別表第一六・〇二号中 三 その他のもの

- 三 その他のもの
 - (一) 単に水煮した後乾燥したもの
 - (二) その他のもの

改める。

別表第一七・〇三号を次のように改める。

一七・〇三 糖みつ(脱色してあるかどうかを問わない。)

- 一 容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。)

- 二 その他のもの
 - (一) 糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの
 - (二) その他のもの

別表第一七・〇五号中 「三五%」を

別表第二二・〇八号を次のように改める。

二二・〇八 エチルアルコール(変性しないものでアルコール分が八〇度以上のものに限り)及び変性アルコール(アルコール分のいかに問わない。)

- 一 アルコール分が九〇度以上のもの
- 二 その他のもの

一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円

二五%

一五%
二五%

に

を

に

三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二八円
一キログラムにつき二七円

に改める。

五〇%
一リットルにつき七〇円

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

別表第二八・二〇号中 一 酸化アルミニウム

一五%を

「一 酸化アルミニウム

(一) アルミニウムの製錬に使用するもの

無税に

改める。

別表第三二・〇八号中

二 ガラスフリットその他のガラス
三 その他のもの

一〇%
一五%を

改める。

別表第四〇・〇一及及び第四〇・〇二号を次のように改める。

四〇・〇一

天然ゴムのラテックス(合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない)及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、バラタ、グタバカその他これらに類する天然ガム合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクテス

無税
無税

別表第七一・〇一号中「一〇%」を「無税」に改める。

別表第七三・一五号を次のように改める。

七三・一五

合金鋼及び高炭素鋼(第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。)

一 合金鋼

(一) 高速度鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上で、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。)

一五%

(二) バイメタル(板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。)

二五%

(三) その他のもの

一五%

別表第七四・〇七号中「ベリリウム銅合金の中空棒」を「ベリリウム銅合金のもの」に改める。

別表第八四・〇六号中「三〇%」を「一五%」に改める。

別表第八四・一五号中「二〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八四・五四号中「磁気テーププリンター」の下に「並びにこれらの機械 第八四・五三号の二に掲げる機械又は計算機本体に用いる制御機(制御機にあつては、計算機本体で使用される符号形式のデータの処理について制御を行なうものに限る。)」を加える。

別表第八五・二二号中「二〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八五・一五号中

一 ラジオ受信機(シャシを含む。)

三五%を

(二) その他のもの

二〇%を

「一 ラジオ受信機(シャシを含む。)

七・五%に、

「三〇%」を「七・五%」に改める。

別表第八五・二〇号中「白熱電球」を「フィラメント電球」に改める。

別表第八五・二二号中「限る」の下に「ものとし、第八四・五四号の一に掲げるものを除く」を加える。

別表第八七・〇二号の一の税率の欄中「四〇%」及び「一七・五%」を「一〇%」に改め、同号の二及び三の税率の欄中「三〇%」を「一〇%」に改める。

別表第八七・一四号を次のように改める。

八七・一四 その他の車両(トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く)及びその部分品 七・五%

別表第九二・一〇号中「三〇%」を「七・五%」に改める。

(関稅法の一部改正)

第二条 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「又は外貿埠頭公園を」と、外貿埠頭公園又は新東京国際空港公園に改める。

第三十八條第一項中「及び外貿埠頭公園を」と、外貿埠頭公園及び新東京国際空港公園に改める。

第五十二條第一項中「入れた者」を「入れる者」に、「当該貨物を当該保税倉庫に入れた日から一月以内」を「税関長の」を「そのこえることとなる日」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第六十七條の二(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定は、第一項の承認の申請をする場合に於いて準用する。

第六十二條中「読み替えるを」と、「こととなる日」に改める。

第六十七條の次に次の一条を加える。

(輸出申告又は輸入申告の時期)
第六十七條の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域又は第三十條第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が指定した場所に入れた後にするものとする。ただし、当該貨物をこれらの場所に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けた場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五條第一項又は第二項(入港手続)の積荷目録が税関に提出された後にするものとする。

第六十八條第二項中「又は同項但書に該当する」を「若しくは同項ただし書に該当する」とし、又は関稅についての条約の特別の規定による便宜(これに相当する便宜で政令で定めるものを含む)を適用する場合において必要がある」に改め、「書類」の下に「又は当該便宜を適用するため必要な書類」を加える。

類」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二条から第五条までの規定中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第六条を次のように改める。

(農林漁業用の軽油及び重油の免税)

第六条 次の各号に掲げる物品で、本邦に到着した時において当該各号に規定する性質を有するもの(第一号に掲げる物品にあつては、これに該当する旨を政令で定めるところにより農林大臣又は通商産業大臣が証明したものに限り)のうち、農林漁業の用に供されるものについては、昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 関税率別表第二七・一〇号の一の(イ)に掲げる軽油のうち、温度十五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による十パーセント残油(当該軽油を蒸留して全容量の九十パーセントを留出したときの残油をいう)の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二パーセント以上のもの

二 関税率別表第二七・一〇号の一の(ロ)に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・八三以上で〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五・六センチストロクス以下のもの(引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。)

第七条の見出しを「アンモニア製造用原油の免税及びアンモニア製造用揮発油等に係る関税の還付」に改め、同条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「アンモニア系窒素肥料」を「アンモニア」に、「当該肥料」を「その」に改め、同条第四項中「アンモニア系窒素肥料」を「アンモニア」に改め、「(以下「揮発油」という。)」の下に「又は同表第二七・一〇号に掲げる石油ガス(以下「石油ガス」という。)」を加え、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、「使用した揮発油及び当該揮発油」の下に「又は石油ガス」を加え、同条第五項中「揮発油」の下に「又は石油ガス」を加える。

第七条の二第一項中「第七條第一項に規定するガス事業者」を「第二條第二項に規定する一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項のガス事業者」を「前項の一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「当該ガス事業者」を「当該一般ガス事業者」に改め、同条第三項中「第一項のガス事業者」を「第一項の一般ガス事業者」に、「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「昭和四十五年四月一日」を「昭和四十六年四月一日」に、「昭和四十五年度」を「昭和四十六年度」に改める。

第七条の三中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第七条の四の見出しを「石油化学製品製造用原油の免税及び石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「関税率別表」を「石油ガス、関税率別表第二七・〇七号の二の(イ)若しくは(ロ)に該当する改質炭化水素油又は同表」に改め、「又は同表第二七・一〇号に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素」を削り、「昭和四十

六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

原油で、昭和四十七年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でアセチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造の原料として使用され、かつ、当該石油化学製品の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

第七条の五第一項中「昭和四十五年度」を「昭和四十六年度」に改める。
第七条の六第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、第三号を削り、同項第二号中「第一七・〇三号の二」を「第一七・〇三号の二」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「イタコン酸の製造」の下に「ポリオキシアルキレンサクカロースの製造」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

一 でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するための関税率別表第一一・〇八号に掲げるでん粉
第七条の七中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、同条の表第八四・一五号の一の項の前に次のように加える。

第八四・〇六号の二

内燃機関用の吸気弁及び排気弁

第七条の七の表第八四・一五号の項中「コアマモリブレン」の下に「及びコアマモリスタック」を加え、同表第八五・一五号の二の項の次に次のように加える。

第八五・一八号

可変式空気蓄電器

第七条の七の表第八五・二三号の三の項中「自動車用」の下に「又は電子式楽器用」を加え、同表第九一・〇九号の二の項中「厚さが一ミリメートル以下の金属板(金属帯を含む)製のものに限り。」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第八条の二の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。

第七条の八第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「三百円」を「五百円」に改める。

第八条の見出しを「暫定税率」に改め、同条第一項を次のように改める。

別表第一に掲げる物品で昭和四十七年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)に輸入されるものに課する関税の率は、それぞれ別表の税率の欄に定めるところによる。

第八条第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の二項を加える。

3 条約の規定に基づきわが国が関税に關する最惠国待遇の便益を与える国(その一部である地域を含む。以下同じ。)の生産物のうち、関税及び貿易に關する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)附属書締約国及び欧州経済共同体の議定書第三十八表日本国の議定書に掲げる物品で昭和四十六年十二月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第一項の規定にかかわ

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四八四

らず、同表の讓許稅率の欄に掲げる稅率とする。ただし、その稅率よりも關稅定率法別表の稅率(別表第一の稅率の適用があるときは、当該稅率)が低いときは、この限りでない。

4 前項の規定による關稅率の輕減は、關稅定率法第五條(便益關稅)の規定の適用については、關稅についての條約の特別の規定による便益とみなす。

第八條の二第一項中「前條」を「第八條及び第八條の二」に、「別表の稅率の適用を」を「別表第一の稅率若しくは同法第八條第三項の稅率又は同法第八條の二第二項の稅率の適用に」、「当該稅率」を「その適用される稅率」に改め、同條第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 國民經濟の健全な發展のために必要な原料若しくは材料で國際價格の変動が著しいもの又は特惠受益國からの輸入が著しく増加の傾向を示している貨物については、前項の規定により適用する關稅定率法第九條の二第一項の規定によるほか、同項中「輸入が増加し」とあるのは「關稅暫定措置法第八條の三に規定する特惠受益國からの輸入が増加し、又は増加する見込みがあり」と、「重大な損害」とあるのは「相当な損害」と、「國民經濟上」とあるのは「当該産業を保護するため」と、「次の措置をとる」とあるのは「貨物及び必要があるときは國又は地域を指定し、同法第八條の二の規定の適用を停止し、又は当該貨物が同條第一項第三号の貨物であるときは、同項第二号の貨物として同号の稅率による關稅を課する」と読み替えて同項の規定を準用する。

第八條の二を第八條の五とし、第八條の次に次の三條を加える。
(特惠關稅)
第八條の二 經濟が開発の途上にある國際連合貿易開發會議の加盟國で、關稅について特別の便益を受けることを希望する國のうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定める國(以下「特惠受益國」といふ)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する關稅の率は、前條の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

- 一 關稅定率法別表第一類から第二十四類までに該當する物品のうち別表第二に掲げるもの
表に定める稅率
 - 二 關稅定率法別表第二十五類から第九十九類までに該當する物品のうち別表第三に掲げるもの
の 同法別表(別表第一の稅率の適用があるときは、同表、次号において同じ)の稅率と條約に規定する稅率(前條第三項の稅率の定めがあるときは、当該稅率)とのいずれか低いものの二分の一
 - 三 關稅定率法別表第二十五類から第九十九類までに該當する物品のうち別表第三及び別表第四に掲げる物品以外のもの(同法別表において、その対応する稅率の欄で無稅とされているものを除く) 無稅
- 2 經濟が開発の途上にあり、かつ、固有の關稅及び貿易に關する制度を有する地域のうち、前項

の規定による關稅についての便益を受けることを希望する地域を原産地とする物品で輸入されるものには、政令で定めるところにより、地域及び物品を指定し、同項の規定による便益の限度をこえない範囲で、關稅についての特別の便益を与えることができる。

3 前二項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農水産物等に対する特惠關稅制度の適用の停止)
第八條の三 特惠受益國(当該物品につき前條第二項の規定の適用を受ける地域を含む。次條第一項及び第八條の五第二項において同じ)を原産地とする前條第一項第一号に掲げる物品の輸入が同号の稅率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び必要があるときは國又は地域を指定し、同條の規定の適用を停止することができる。

(鉱工業産品等に対する特惠關稅制度の適用の停止等)
第八條の四 特惠受益國を原産地とする第八條の二第一項第二号又は第三号に掲げる物品で同條の規定の適用を受けることができるもの(以下この條において「特惠対象物品」といふ)の当該年度における輸入額又は輸入數量(以下この條において「輸入額等」といふ)が、昭和四十三年における「特惠対象物品」の輸入額等に、当該年度の初日の属する年の前前年における同項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入額等からその年における特惠対象物品の輸入額等を控除したものの十分の一に相當する額又は數量(次項において「補足額等」といふ)を加算した額又は數量として大蔵大臣が告示する額又は數量(以下この條において「限度額等」といふ)をこえることとなつたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(当該物品につき第八條の二の規定の適用を受けることができるものとされていた期間中に關稅法第五十二條第一項(同法第六十二條において準用する場合を含む)の承認の申請(以下この項において「倉入れ申請等」といふ)がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六條第三項の規定による通知を含む)又は倉入れ申請等がされる特惠対象物品については、第八條の二の規定は、適用しない。一の特惠受益國を原産地とする一の特惠対象物品の当該年度における輸入額等が、当該物品に係る限度額等の二分の一をこえることとなつたときも、当該特惠受益國を原産地とする当該物品について、また同様とする。

一 第八條の二第一項第三号に掲げる物品のうちその輸入が本邦の産業に与える影響を勘案して政令で定める物品及び同項第二号に掲げる物品(本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところより別送して輸入する物品で商業量に達しないものその他政令で定めるものを除く) 輸入額等が限度額等をこえることとなつた日の翌日

二 特惠対象物品のうち前号に掲げる物品以外のもの 輸入額等が限度額等をこえることとなつた日の属する月の翌月末日

2 前項の規定の適用にあつては、特惠対象物品は、その輸入が本邦の産業に与える影響を勘案して政令で定める区分ごとに分類するものとし、同項の輸入額等は、関税法第百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として政令で定めるところにより算出するものとし、当該年度の補足額等が前年度における補足額等(特惠対象物品の範囲について相当の変更があつたときは、これに依り、政令で定めるところにより調整を加えた額又は数量)を下るときは、これを当該年度の補足額等とするものとする。

3 第八条の二の規定を適用することにより、その輸入が当該年度の初期に集中し、本邦の産業に損害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める物品については、第一項前段中「当該年度」とあるのは、「当該年度の上半期(四月一日から九月三十日までの期間をいう。)(又は下半期(十月一日から翌年の三月三十一日までの期間をいう。))ごとのそれぞれの期間」として、同項前段の規定を適用する。この場合においては、当該物品については、政令で別段の定めをする場合を除き、当該年度の限度額等の二分の一に相当する額又は数量を、それぞれ当該年度の上半期及び下半期の限度額等とする。

4 特惠対象物品のうち、特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の規定に基づく構造改善に関する事業を行なつてゐる産業その他政令で定める産業の生産に係る物品と同種の物品で、その輸入について第八条の二の規定を適用することによりこれらの産業の構造改善に関する事業等に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものについては、当該物品に係る限度額等の範囲内において、政令で定めるところにより、当該物品の需給の状況その他国民経済上の必要な考慮に基づき政府が行なう割当てを受けた者が、その受けた額又は数量の範囲内で輸入する場合に限り、同条の規定を適用する。

5 第一項各号に掲げる日は、関税法第百三条の二(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用については、同条に規定する期限とみなす。

第九条及び第十条第一号中「第七条の六第一項」を「第七条の四第一項、第七条の六第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条の四第一項」を「第七条の四第三項」に改める。

別表第一 暫定関税率表

関税率法の別表の番号	品 名	税 率
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きてゐるものに限る。)(のうち 馬(サラブレッド種、準サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下「軽種馬」という。))以外のものにあつてはその旨、軽種馬にあつては競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠してゐないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。)(で、政令で定める日から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの	一頭につき四、〇〇〇円
〇一・〇二	牛(生きてゐるものに限る。)(のうち 水牛以外のもの(改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。)(で、政令で定める日から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの	一頭につき四、〇〇〇円
〇一・〇三	豚(生きてゐるものに限る。)(のうち 改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの以外のもので、政令で定める日から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの	一頭につき四五、〇〇円
	(1) 一頭当たりの重量が五〇キログラム以下のもの	一頭につき七五、〇〇円
	(2) その他のもの	一〇%
	(i) 一頭当たりの課税価格が政令で定める規格の豚肉について畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第一八三号)第三条第一項の規定により定められてゐる一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格の合計額の二分の一に相当する額として大蔵大臣が定める額(以下「基準輸入価格」という。)(のうち皮はく皮した枝	

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四八六

肉に係るものに五四を乗じ、これを一・一で除して得た額以下のもの

〇二・〇一

(iii) その他のもの
肉及び食用のくず肉(第〇一・〇一、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

二 豚の肉及びくず肉のうち
政令で定める日から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもののうち

(1) 枝肉のうち

(i) はく皮したもの(課稅價格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入價格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

(ii) はく皮していないもの(課稅價格が一キログラムにつき、はく皮していない枝肉に係る基準輸入價格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

(2) 枝肉以外のもの(課稅價格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入價格を〇・八二五で除して得た額以下のものに限るものとし、臓器を除く。)

三 その他のもの

昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの

一頭につき、当該基準輸入價格に五四を乗じて得た額と課稅價格との差額
一〇%

一キログラムにつき、当該基準輸入價格と課稅價格との差額

一キログラムにつき、当該基準輸入價格と課稅價格との差額

一キログラムにつき、当該基準輸入價格を〇・七五で除して得た額と課稅價格との差額

無稅

〇二・〇二

家きん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。)及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。)のうち

〇二・〇四

七面鳥(羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、断片にしたものを除く。)

〇二・〇六

その他の肉及び食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

〇三・〇一

二 その他のもの
昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの
肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)

〇三・〇二

一 觀賞用のもの
二 その他のもの
B その他のもの
魚(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。)

〇三・〇三

一 魚卵のうち
にしん(クルマエビ属の魚)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの以外のもの
甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類

一 えび
(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの
(二) その他のもの

(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの
のうち
はまぐり

(二) その他のもの

一五%

無稅

一〇%

五%

五%

七・五%

七・五%

五%

○四・〇二	はまぐり(塩蔵又は塩水づけのものに限る。)ミルク及びクリーム(貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。)	七・五%
	二 粉乳(塊状にし又は成型したものを含む。)	
	(一) 脱脂したもの	三五%
	(1) 砂糖を加えたもの	三五%
	(2) その他のもの	二五%
	(二) その他のもの	三〇%
	三 その他のもののうち	
	砂糖を加えてないもの	二五%
○四・〇三	バター	三五%
○四・〇四	チーズ及びカード	三五%
	一 プロセスチーズ	三五%
	二 その他のもののうち	
	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの(プロセスチーズの原料として使用されるものに限る。)	一〇%
○五・一四	アンパングリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁(乾燥したものであるかどうかを問わない。)並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したもの	
	三 その他のもの	五%
○五・一五	動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの	
	六 乾燥した血	無税
	七 その他のもの	二・五%
○七・〇一	野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)のうち	
	ばれいしょ、トマト及びたまねぎ以外のもの	五%
○七・〇三	野菜(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限るものとし、そのまま食用に供するために特に調製したものを除く。)のうち	
	なす(一個当たりの重量が二〇グラム以下のものに限る。)、わらび及びびらつきよう	
○七・〇五	乾燥した豆(さやのないもので、皮を除いてあるか、又は	一〇%

○八・〇一	は割つてあるかどうかを問わない。)	
	一 あずき	一〇%
	二 そら豆及びえんどう	一〇%
	四 その他のもの	一〇%
	なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)	
	一 バナナ	
	(一) 生鮮のもの	
	昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの	四〇%
	(1) 毎年四月一日から同年九月三十日まで	六〇%
	に輸入されるもの	一〇%
	(2) 毎年一月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%
	(二) 干しバナナ	
	三 なつめやしの実	無税
	(1) 生鮮のもの	一〇%
	(2) 乾燥のもの	無税
	四 その他のもののうち	
	カシューナット以外のもの	一〇%
○八・〇二	かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)	
	三 グレープフルーツ	
	政令で定める日から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%
	(1) 毎年六月一日から同年十一月三十日まで	四〇%
	に輸入されるもの	一〇%
	(2) 毎年十二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	一〇%
○八・〇三	いちじく(生鮮又は乾燥のものに限る。)	
	一 生鮮のもの	一〇%
○八・〇四	ぶどう(生鮮又は乾燥のものに限る。)	
	二 干しぶどう	一〇%
○八・〇五	ナット(生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・	五%

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関税率法等の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四八八

○一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。	四 その他のもののうち	甘扁桃仁及びヘーゼルナット	一〇%																																						
○九・〇九	二 その他のもの	粉砕し又は混合したもの	五%																																						
○八・〇七	二 その他のもの	粉砕し又は混合したもの	五%																																						
○八・〇九	二 その他のもの	粉砕し又は混合したもの	五%																																						
○八・一一	二 その他のもの	粉砕し又は混合したもの	五%																																						
○八・一二	二 その他のもの	粉砕し又は混合したもの	五%																																						
○八・一三	二 その他のもの	粉砕し又は混合したもの	五%																																						
○九・〇二	二 その他のもの	粉砕し又は混合したもの	五%																																						
○九・〇四	二 その他のもの	粉砕し又は混合したもの	五%																																						

<p>(i) 課税価格が一キログラムにつき三〇円以下のもの</p>	<p>(ii) 課税価格が一キログラムにつき三〇円をこえるもの</p>	<p>一キログラムにつき、三〇円から課税価格を控除した額の半額及び八円六〇銭一キログラムにつき八円六〇銭</p>	<p>無税</p>
<p>一〇・〇六</p>	<p>米</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>
<p>一一・〇二</p>	<p>ひき割り穀物及び穀物のミール並びにその他の加工穀物(ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの、研磨したもの、真珠形にとり精したものその他これらに類する加工穀物に限るものとし、玄米、つや出した米、精米及び砕米を除く。)並びに穀物の胚芽で全形のもの、ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの及びひいたもの</p>	<p>二〇%</p>	<p>無税</p>
<p>一一・〇三</p>	<p>豆(第〇七・〇五号に該当するものに限る。)の粉</p>	<p>二〇%</p>	<p>無税</p>
<p>一一・〇七</p>	<p>麦芽(いつてあるかどうかを問わない。)のうち泥炭でくん蒸したもの</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>
<p>一一・〇一</p>	<p>採油用に適する種及び果実(割つてあるかどうかを問わない。)</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>
<p>一一・〇八</p>	<p>一 大豆 二 落花生 三 菜種及びからし菜の種 七 サフラワリーの種</p>	<p>一キログラムにつき二円四〇銭 一〇% 一キログラムにつき四円 二・五%</p>	<p>五%</p>
<p>一一・〇七</p>	<p>主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。)</p>	<p>五%</p>	<p>五%</p>
<p>一一・〇八</p>	<p>その他のものうち キヌーベ根以外のもの ローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。)及び主として食用に供する果実</p>	<p>五%</p>	<p>五%</p>

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

<p>一 大豆油 (一) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの</p>	<p>一キログラムにつき 二〇円</p>	<p>二 その他のもののうち (1) 魚卵以外のもの (2) 魚卵(にしん(クルマエビ属の魚)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のものを除く。) 甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもののうち えび 二 その他のもの 糖みつ(脱色してあるかどうかを問わない。) 二 その他のもの (一) 糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のものうち グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの (二) その他のものうち グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの 砂糖菓子(ココアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) その他のもの ココアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂していないもの カカオ脂 穀粉、でん粉又は麦芽エキス(育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。)) 二 その他のもののうち ケーキミックス以外のもの 食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実(砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの 調製した野菜(食酢又は酢酸で調製したものを除く。) 二 その他のもの</p>	<p>一五% 一〇% 七・五% 一五% 五% 五% 三五% 一〇% 五% 二〇% 二五% 二〇%</p>
<p>二 落花生油 (一) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの</p>	<p>一キログラムにつき 二〇円</p>	<p>一六・〇五</p>	<p>七・五% 一五%</p>
<p>三 菜種油及びからし種油 (一) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの</p>	<p>一キログラムにつき 二〇円</p>	<p>一七・〇三</p>	<p>一五%</p>
<p>四 ひまわり油 (一) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの</p>	<p>一キログラムにつき 二〇円</p>	<p>一七・〇四</p>	<p>五%</p>
<p>八 パーム油及びパーム核油 一二 カメリヤ油 一三 漆ろう及びはぜろう 一四 その他のもの (一) その他のもの 昭和四十七年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるもの</p>	<p>一キログラムにつき 二〇円</p>	<p>一八・〇三 一八・〇四 一九・〇二</p>	<p>一〇% 五%</p>
<p>一五・一〇 脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール 一 オレイン 二 ステアリン 三 その他のもの</p>	<p>七・五% 七・五% 七・五%</p>	<p>二〇・〇一</p>	<p>二〇%</p>
<p>一六・〇二 肉又はくず肉のその他の調製品 一 なまこ、くらげ又ははりに(卵を含む。)のもの</p>	<p>一五%</p>	<p>二〇・〇二</p>	<p>二五%</p>
<p>一六・〇四 魚の調製品(キャビア及びその代用物を含む。) 一 キャビア及びその代用物</p>	<p>一〇%</p>	<p>二〇・〇二</p>	<p>二〇%</p>

二一・〇四	<p>(一) その他のものうち アスパラガス、たけのこ、グリーンピース、マッシュポテト及びポテトフレーク以外のものうち</p> <p>(1) にんにくの粉及びびきのこ(気密容器入りのもの(容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。))を除く。</p> <p>(2) トマト</p> <p>(3) その他のもの(にんにくの粉及びびきのこを除く。)</p> <p>(i) 気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもの</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)</p> <p>その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。)</p> <p>一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの</p> <p>(H) パイナップル</p> <p>(i) その他のものうち なし(砂糖を加えたものうちかん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。)、さくらんぼ及びアプリコット</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(H) パイナップル</p> <p>(i) その他のものうち 桃及びなし(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。)、さくらんぼ(かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。)、アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ、フルーツカクテル並びにナット(いつた落花生を除く。)</p> <p>ソースその他の混合調味料</p> <p>一 ソース</p>	<p>一七・五%</p> <p>一五%</p> <p>二〇%</p> <p>一五%</p> <p>三〇%</p> <p>五五%</p> <p>五五%</p> <p>二五%</p> <p>五五%</p> <p>二〇%</p>
二三・〇七	<p>(i) その他のものうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(H) インスタントカレーその他のカレー調製品</p> <p>ビール</p> <p>その他の発酵酒(たとえば、りんご酒、なし酒及びミード)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>エチルアルコール(変性しないものでアルコール分が入る度に満たないものに限る。及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの</p> <p>一 エチルアルコール及び蒸留酒</p> <p>(四) その他のものうち エチルアルコール及びラム以外のもの</p> <p>二 リキユールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く。)</p> <p>(i) その他のもの</p> <p>食酢及びその代用物</p> <p>肉、くず肉、魚、甲殻類又は軟体動物の粉及びミール(食用に適しないものに限る。及びに獣脂かすのうち魚の粉及びミールで、政令で定める日(1)において「指定日」という。)から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(1) 当該年度(指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで)における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品</p> <p>二 その他のものうち 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの(小売容器入りのもの(気密容器入りのもの</p>	<p>一五%</p> <p>二〇%</p> <p>二〇%</p> <p>一リットルにつき一〇円</p> <p>一リットルにつき二〇〇円</p> <p>一リットルにつき二〇〇円</p> <p>一・一五%</p> <p>無税</p> <p>一キログラムにつき二〇円</p>

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二五・〇二	<p>を(除く)に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及び粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%以上のものを(除く。)</p> <p>硫化鉄鉱(焼いてないものに限る。)のうち</p> <p>政令で定める日(1)において「指定日」という。)から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもののうち</p> <p>(1) 指定日から昭和四十七年三月三十一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>(i) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円以下のもの</p> <p>(ii) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円をこえ、六、四〇〇円以下のもの</p>	二〇%
二五・〇四	<p>天然黒鉛</p> <p>一 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの</p> <p>二 その他のものうち</p> <p>(1) 政令で定める日(1)において「指定日」という。)から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるものうち</p> <p>(i) 当該年度(指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで)における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>(ii) その他のものうち</p> <p>(i) 課税価格が一キログラムにつき七円以下のもの</p> <p>(ii) 課税価格が一キログラムにつき七円をこえ、九円一〇銭以下のもの</p>	<p>一 二%</p> <p>二 無税</p> <p>三 三〇%</p> <p>四 一キログラムにつき、課税価格と九円一〇銭との差額</p>
二五・一一	天然の硫酸バリウム(重晶石)及び炭酸バリウム(毒重石)。	
二五・一九	<p>焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウム(除く。)</p> <p>一 硫酸バリウム(重晶石)</p> <p>(A) 粉末のもの</p> <p>(B) 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを(除く。))</p> <p>一 マグネシアクリンカー</p> <p>四 マンガン鉱</p> <p>(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(i) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>五 タングステン鉱</p> <p>政令で定める日(1)において「指定日」という。)から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(1) 指定日から昭和四十七年三月三十一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>石油及び歴青油(原油に限る。)</p> <p>(1) 低い原油(いおう分の含有量が全重量の一%以下のものに限る。)のうち製油の原料として使用されるもの</p> <p>(ii) 昭和四十六年一〇月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(iii) 昭和四十六年一月一日から昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>一〇%</p> <p>五%</p> <p>七・五%</p> <p>無税</p> <p>一〇・九%</p> <p>乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円</p> <p>無税</p> <p>一キログラムにつき二〇〇円</p> <p>無税</p> <p>一キログラムにつき六四〇円</p> <p>一キログラムにつき五三〇円</p>

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

<p>(2) その他のもので、昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>二七・一〇 石油及び歴青油(原油を除く)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)</p>	<p>一キロリットルにつき 六四〇円</p>
<p>(一) 揮発油</p>	<p>A 政令で定める分留性状の試験方法による減少量加算五%留出温度と減少量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの B その他のもの (b) その他のものうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二條第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの</p>	<p>一〇%</p>
<p>(二) 燈油</p>	<p>四 重油及び粗油 A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>一キロリットルにつき 二五円 一キロリットルにつき 一、五二〇円</p>
<p>(1) 製油の原料として使用されるもの (これらの物品を原料とする製油が関稅法第五六條第一項(保稅工場の許可)に規定する保稅作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九條の二第一項(原料課稅)の税關長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。)</p>	<p>一キロリットルにつき 六四〇円</p>	
<p>(2) その他のもの</p>	<p>B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの (1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの (1) 製油の原料として使用されるもの (2) その他のもの</p>	<p>一キロリットルにつき 九五五円</p>
<p>二七・一一</p>	<p>石油ガスその他のガス状炭化水素のうち (1) 液化メタンガス (2) 液化石油ガス(アンモニア、メチルアルコール、二エチルヘキシルアルコール又はオレフィン系炭化水素の製造に使用するものに限り。)</p>	<p>無税</p>
<p>二七・一二</p>	<p>ペトロラタム (1) ワセリン (2) その他のもの パラフィンろうり、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろうり、泥炭ろうりその他の鉱物性ろうり(着色してあるかどうかを問わない。) 一 パラフィンろうり、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろうり</p>	<p>五% 九%</p>
<p>二七・一三</p>	<p>(二) その他のもの 石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の殘留物</p>	<p>七・五%</p>
<p>二七・一四</p>	<p>二 石油コークス (1) 揮発分の含有量が水分を除いた全重量の三%以上のももの (2) その他のもの 炭素(カーボンブラック、アントラセンブラック、アセ</p>	<p>無税 二・五%</p>
<p>二八・〇三</p>	<p></p>	<p></p>

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 關稅定率法等の一部を改正する法律案

二九・〇三	ノルマルブタン 二 不飽和非環式炭化水素 (一) その他のもののうち イソブレン 四 その他のもの (二) その他のものうち 五 エチリデン・ニノルボルネン 炭化水素のスルホン誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 キシレンムスク及びシメンムスク 二 その他のもの	無税
二九・〇五	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 芳香族アルコール及びその誘導体 (一) ベルジルアルコール及びフェニルエチルアルコール (二) その他のもの (三) その他のもの (四) テルピネオール、メントール及びボルネオール (1) テルピネオール及びボルネオール (2) メントールで、政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	一一・五% 一〇% 一一・五% 一一・五%
二九・〇六	(三) その他のもの フェノール及びフェノールアルコール 三 多価フェノール 四 その他のもの	一〇% 一〇% 一〇%
二九・〇八	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 アニソール、アネトール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレット	四〇% (その率が一キログラムにつき一、二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇% 一〇%
二九・一〇	ムスク 三 その他のもの アセチル、ヘミアセチル並びに単一又は混成の酸素官能のアセチル及びヘミアセチル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 その他のもの	一一・五% 一〇%
二九・一一	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド 二 シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、アルファアミルシンナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトロピン、バニリン及びエチルバニリン	一〇% 一一・五%
二九・一三	ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 ケトン官能化合物 (一) その他のもの (二) その他のもの (三) その他のもの	一一・五% 一一・五% 一一・五%
二九・一四	一塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 ステアリン酸及びオレイン酸 七 その他のもの	無税 一〇% 七・五%
二九・一五	多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 しゅう酸	七・五% 一〇% 七・五%

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二九・一六	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸 その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこ れらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロノ化誘導体	二二・五%
	(一) 乳酸	一〇%
	(二) フェノール酸及びその誘導体	一〇%
	(三) アセチルサリチル酸	一〇%
二九・二二	アミン官能化合物	一〇%
	五 其他のもの	一〇%
二九・二四	第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレン チンその他のホスホアミノリン	一〇%
	二 レンチン	一〇%
二九・二五	アミド官能化合物	一〇%
	六 其他のもの	一〇%
二九・二六	イミド官能化合物及びイミン官能化合物	一〇%
	五 其他のもの	一〇%
二九・三一	有機いおう化合物	一〇%
	四 其他のもの	一〇%
二九・三四	その他のオルガノインオルガニック化合物のうち トリエチルアルミニウム	無税
二九・三五	複素環式化合物及びヌクレイン酸	無税
	一 フルフラール	一〇%
	二 ピリジン及びピコリン	一〇%
	八 ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリ ド、アンプレットリド及びクマリン	一一・五%
	一一 其他のもの	一一・五%
	(1) 一・四・ジアザビシクロ「2・2・2」オクタン	五%
	(2) N-メチルニペロリド	無税
	(3) 其他のもの	一〇%
二九・三六	スルホンアミド	一〇%
二九・三八	プロピタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同じ 構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロピ タミンコンセントレート及びビタミンコンセントレート を含む。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとし	一〇%
二九・三九	て使用するもの並びにこれらの相互の混合物(溶液に溶 かしてあるかどうかを問わない。)	七・五%
	三 ビタミンB群及びその誘導体	七・五%
	(一) ビタミンB ₁ 及びその誘導体	七・五%
	(二) 其他のもの	七・五%
	四 ビタミンC及びその誘導体	七・五%
二九・四〇	ホルモン(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成 のものに限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとし て使用するもの	一〇%
	三 副腎皮質ホルモン及びその誘導体	一〇%
	(一) 其他のもの	一〇%
	四 性ホルモン及びその誘導体	一〇%
	(二) 其他のもの	一〇%
二九・四二	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有 する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステ ルその他の誘導体	一〇%
	三 其他のもの	一〇%
	(一) カフェイン	一〇%
	B 其他のもの	一〇%
	(四) 其他のもの	一〇%
三〇・〇三	医薬品(動物用のものを含む。)	一〇%
	四 其他のもの	一〇%
	(一) 小売用の形状又は包装にしたもの	一〇%
	B 其他のもの	一〇%
	(1) 関稅定率法別表第一二〇七号又は第一三 〇三号に掲げる物品のもの	一一・五%
	(2) 其他のもの	一〇%
三〇・〇四	脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ 剤その他これらに類する製品(医療を目的として医薬を 塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したもの に限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。)	一〇%
	(1) 脱脂綿、ガーゼ及び包帯	一〇%
	(2) 其他のもの	一〇%
三〇・〇五	その他の医療用品	一〇%
三二・〇五	有機合成染料(顔料色素を含む。)、有機合成ルミノホア、	五%

三三・〇八	けい光白色染料及び天然あい 一 塩基性染料 調製顔料、調製乳白剤、調製えのぐ、ほうろろ、うわぐすり、液状ラスタトその他これらに類する物品(工業用のものに限り)及びうわぐすり用のスリッパ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの 二 その他のもの	二・五%
三三・〇九	二 その他のもの ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにペイント並びにあまに油、ホワイトスピリット、テレピン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料 四 合成樹脂を含有する塗料(一から三までに掲げるものを除く。) (一) 合成樹脂塗料 筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ 二 その他のもの 精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。)及びレジンノイド 一 精油 (一) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモンガラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち (二) レモンガラス油 (三) パチュリ油及びベチベル油 (四) その他のものうち (1) しよう脳原油(温度一五度における比重が〇・九四をこえ、かつ、しよう脳の含有量が水分を除いた全重量の四〇%をこえるものに限る。) (2) ペパーミント油のうち (i) メンタールベンシスから採取したもの(政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%をこえるものに限る。)で、政令で定める日(一において「指定日」という。)から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの 1 当該年度(指定日の属する年度にあつて	5%
三三・一三	(ii) メンタールベンシスから採取したもの(政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%をこえるものに限る。)で、政令で定める日(一において「指定日」という。)から昭和四八年三月三十一日までに輸入されるもの 1 当該年度(指定日の属する年度にあつて	一〇%
三三・〇一	二 歯みがき 五 その他のもの(スピアミント油及びペパーミント油を除く。) 精油のコンセントレート(冷吸収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としていないものに限る。) 調製香料及び化粧品類 四 歯みがき 五 その他のものうち ひげそり用製品、つめ化粧品、香及び線香 ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。)、ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシンググラス 一 ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン(写真用のものを除く。)及びにかわ	一〇%
三五・〇三	一 歯みがき 二 歯みがき 三 歯みがき 四 歯みがき 五 歯みがき	七・五%
三五・〇五	一 歯みがき 二 歯みがき 三 歯みがき 四 歯みがき 五 歯みがき	七・五%
三六・〇五	一 歯みがき 二 歯みがき 三 歯みがき 四 歯みがき 五 歯みがき	七・五%
三七・〇一	一 歯みがき 二 歯みがき 三 歯みがき 四 歯みがき 五 歯みがき	七・五%

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関税率法等の一部を改正する法律案

三八・〇八	二 バイン油 ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体(第三九・〇五号のエステルガムを除く)並びにロジンスピリット及びロジン油 一 ロジン	二・五%
三八・二一	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他これらに類する物品(小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに、いおうを含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。)	無税
三八・二二	一 小売用の形状又は包装にしたもの つや出し剤、仕上剤及び媒染剤(調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。)	一〇%
三八・二四	アンチノック剤、酸化防止剤、ガス化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤 一 テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤	無税
三八・一九	化学用品及び化学工業(類似の工業を含む)による調製品(天然物のみの混合物を含む)並びに当該工業において生ずる残留物(他の号に該当するものを除く)	無税
三九・〇一	一〇 その他のもののうち 電気用炭素ブラシの素材(黒鉛に金属、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。)	五%
三九・〇二	又は重合したものと及び線状分子構造のものを含む)	七・五%
三九・〇三	五 第五九類の注一に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの (一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの (二) その他のもの (三) その他のもの (四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの B その他のもの ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体(コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む)、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー 二 その他のもの (四) その他のもの	七・五%
三九・〇六	二 その他のもの (1) カシエーナットシエルの高重合体 (2) その他のもの	無税
三九・〇七	第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品 一 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品 二 その他のもの	一〇%

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関税法等の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四〇・〇三	再生ゴム その他の革(第四一・〇六号、第四二・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	五%
四一・〇八	一 豚革 (一) 染色し、着色し又は模様付けしたものの (二) その他のもの パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメタライズドレザーのうち パテントレザー及びイミテーションパテントレザーで、政令で定める日から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇% 七・五%
四二・〇一	トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、寶石、びん、カラー、はき物、ブラシその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器(革、コンポジションレザー、パルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限り。)	三五%
四二・〇二	一 ハンドバッグ、さいふ及び化粧具入れ(貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、寶石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち、課稅價格が一個につき六、〇〇〇円をこえるものに限り。)	一一・五%
四二・〇三	二 その他のもの (一) 革製又はコンポジションレザー製のもの (1) ハンドバッグ(革製のものに限り。) (2) その他のもの (二) その他のもの	一七・五% 一〇% 一一・五% 一〇%
四二・〇三	衣類及びその附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限り。)	一〇%
四二・〇五	二 その他のもの (1) 手袋(革製のものに限り。運動用のものを除く。)	一〇%
四三・〇一	(2) その他のもの その他の革製品及びコンポジションレザー製品 毛皮(なめしてないものに限り。)	一一・五% 一二・五%
四三・〇二	三 その他のもののうち りす又はむささび若しくはもんがの毛皮以外のもの	五%
四三・〇三	毛皮(板状、十字形その他これらに類する形状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。)	一五%
四四・〇二	毛皮製品 木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結してあるかどうかを問わない。)のうち やし殻炭以外のもので、政令で定める日(1)において「指定日」という。)から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%
四四・〇五	(1) 前年における輸入数量の国内需要数量のうちに占める割合を当該年度(指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで)における国内需要見込数量に乗じて得た数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの	無稅
四四・〇一	木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限り。)	一〇%
四四・〇二	二 桐のもの 引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ	二・五%
四四・〇三	二 その他のもの 木毛及び木粉	七・五% 二・五%
四四・一五	かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものを除く。)	二・五%
二 桐のもの 合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボード	二・五%	

四六・〇三	その他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。)及び象眼し又は寄せ木した木材のうち 合板(両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、みぞ付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものを除く。) セルラーウッドパネル(単金属を表面に張つてあるかどうかを問わない。) 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器(組み立ててないものを含む。) 建築用木工品及び木製建具(プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。) 木製の家事用具 しよく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の裝飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、パイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバックに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用裝飾品並びにこれらの部分品(木製のものに限る。) 二 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの (二) その他のもの その他の木製品 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの 二 その他のもの 凝集コルク(凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。) 及びその製品 二 その他のもの 組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)並びにびん用のわらづと 二 その他のもの (一) その他のもののうち いぐさ製又は七島製のもの以外のもの かご細工物、枝糸細工物その他の組物材料の製品(直接	七・五%
四四・二一	造形したものに限る。)及び第四六・〇一号又は第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品 一 人造プラスチック製のもの 手すきの紙及び板紙 紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第九四類に該当する印刷物を除く。)に限る。) 九 その他のもの 建築用ボード(木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。) その他の紙及び板紙(特定の形状に切つたものに限る。) 一 印刷用紙、筆記用紙及び図面用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。) 四 その他のもの 帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、プロッチングパッド、書類ばさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー 一 アルバム 二 その他のもの 製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッピングのその他の製品 二 その他のもののうち 製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 カレンダー(カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。) 写真、印刷した絵画及びその他の印刷物 一 写真 絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物 二 その他のもの	一五% 七・五%
四四・二二	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四四・二三	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四四・二四	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四四・二七	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関税率法等の一部を改正する法律案

四八・〇二	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四八・〇七	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四八・〇九	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四八・一五	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四八・一八	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四八・二二	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四九・一〇	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
四九・一一	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
五〇・〇四	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
五〇・〇七	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%
五〇・一〇	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 絹ノイル織物	七・五% 七・五% 七・五%

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五二・〇二	<p>單纖維、ストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む)及びカットガット(人造纖維の材料で製造したものに限り。)</p> <p>一 合成纖維の材料で製造したものの 人造纖維の織物(長纖維の糸で織つたものに限りものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の單纖維又はストリップの織物を含む。)</p> <p>一 合成纖維又はアセテート纖維(これらのものの材料で製造したストリップを含む)の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもののみ</p> <p>(1) ナイロン纖維、ポリアクリロニトリル纖維、ポリエステル纖維、ポリプロピレン纖維、ポリ塩化ビニリデン纖維又はビニロン纖維のみから成るもの並びにこれらの纖維及びアセテート纖維のみから成るもの(幅が一二七ミリメートルをこえるものに限りものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。)</p> <p>(2) ナイロン纖維、ポリアクリロニトリル纖維、ポリエステル纖維、ポリプロピレン纖維、ポリ塩化ビニリデン纖維、ビニロン纖維又はアセテート纖維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)</p> <p>一 一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの</p>	一二・五%
五二・〇四	<p>一 合成纖維又はアセテート纖維(これらのものの材料で製造したストリップを含む)の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもののみ</p> <p>(1) ナイロン纖維、ポリアクリロニトリル纖維、ポリエステル纖維、ポリプロピレン纖維、ポリ塩化ビニリデン纖維又はビニロン纖維のみから成るもの並びにこれらの纖維及びアセテート纖維のみから成るもの(幅が一二七ミリメートルをこえるものに限りものとし、紋織物、もじり織物、タイヤコード織物その他これらに類するものを除く。)</p> <p>(2) ナイロン纖維、ポリアクリロニトリル纖維、ポリエステル纖維、ポリプロピレン纖維、ポリ塩化ビニリデン纖維、ビニロン纖維又はアセテート纖維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)</p> <p>一 一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの</p>	一二・五%
五三・一一	<p>二 その他のもの</p> <p>毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)</p> <p>一 一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの</p>	一二・五%
五四・〇一	<p>二 その他のもの</p> <p>亜麻(精紡したものを除く)並びに亜麻のトウ及びくず(ぼろを反毛したものを含む。)</p> <p>一 亜麻(精練したものに限り。)</p>	七・五%
五四・〇二	<p>二 その他のもの</p> <p>亜麻(精紡したものを除く)並びに亜麻のトウ及びくず(ぼろを反毛したものを含む。)</p> <p>一 亜麻(精練したものに限り。)</p> <p>ラミー(精紡したものを除く)並びにラミーのノイル及び</p>	七・五%
五四・〇五	<p>びくず(ぼろを反毛したものを含む。)</p> <p>一 ラミー(精練したものに限り。)</p> <p>亜麻織物及びラミー織物</p> <p>一 平織りのもの</p> <p>(一) 二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一〇をこえ、かつ、一平方メートルの重量が一三五グラム以下のもの</p> <p>綿糸(小売用の糸を除く。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	七・五%
五五・〇五	<p>二 その他のもの</p> <p>綿糸(小売用の糸を除く。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	三〇%
五五・〇八	<p>テリタオル地その他のテリー織りの綿織物</p> <p>三 その他のもの</p> <p>その他の綿織物</p> <p>四 その他のもの</p>	七%
五五・〇九	<p>テリタオル地その他のテリー織りの綿織物</p> <p>三 その他のもの</p> <p>その他の綿織物</p> <p>四 その他のもの</p>	七%
五六・〇五	<p>人造纖維の紡績糸(小売用の糸を除く。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)</p> <p>じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものを除くものとし、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 綿製のもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	七・五%
五八・〇二	<p>じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)</p> <p>じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものを除くものとし、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 綿製のもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	一五%
五八・〇三	<p>ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、</p> <p>(2) その他のもの</p>	一五%

五八・〇四	ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品を用いて手針によりつづれ織り風にした織物 (1) 綿製のもの (2) その他のもの	二一％ 一五％
五八・〇五	細幅織物及び接着剤で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類似の物品(第五八・〇六号に該当する物品を除く)のうち 二 添加糸が綿のもの 四 添加糸が絹のもの	七％ 一一・五％
五八・〇九	綿製のもの チュールその他の網地(模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)及び手製又は機械製のレース(レース地及びモチーフに限る)のうち 手製又は機械製のレース(レース地及びモチーフに限る)	一四％
五八・一〇	(1) 綿製のもの (2) その他のもの	二四・五％ 一七・五％
五九・〇一	ししゅう布(モチーフを含む) ウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネツプ	二八％
五九・〇二	二 その他のもの フェルト及びその製品(塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない)	五％
五九・〇三	一 フェルト 二 フェルト製品 不織布及びその製品(塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない)	一〇・五％ 一四％
五九・〇四	一 不織布のうち 芳香族ポリアミド繊維製のもの(電気絶縁用のものに限る) ひも、網及びケーブル(粗んであるかどうかを問わない)	無税
	五 その他のもの	五％
五九・〇五	漁網(製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る)並びに網及び網地(ひも又は綱で作つたものに限る)	七・五％
五九・〇六	二 亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 糸、ひも、網又はケーブルのその他の製品(紡織用繊維の織物類及びその製品を除く)	一〇％ 七％
六〇・〇一	一 亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 三 その他のもの メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く)	二四・五％
六〇・〇二	二 模様編みの組織を有するもののうち 綿製のもの(ラッセルレースを除く)	一四％ 一〇％
六〇・〇三	手袋(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く)	一四％
六〇・〇四	(1) 綿製のもの (2) その他のもの くつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く)	一五％ 一一・五％
六〇・〇五	一 合成繊維製のもの (一) 女子用の長くつ下 (二) その他のもの 二 その他のもののうち 綿製のもの 下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く)	一四％ 一四％ 二一％ 二一％
	一 ししゅうしたもの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの (一) 外衣類	二一％ 一七・五％

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

六〇・〇六	(三) その他のもの メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものに限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当て及び長くつ下を含む。) 一 メリヤス編物及びクロセ編物 (1) 綿製のもの (2) その他のもの 二 その他のもの	一七・五%
六一・〇一	男子用の外衣類 二 その他のもの	一七・五%
六一・〇二	女子用又は乳幼児用の外衣類 二 その他のもの	一七・五%
六一・〇三	(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの (二) その他のもの	二二%
六一・〇四	男子用の下着(カラー、シャツフロント及びカフスを含む。) 女子用又は乳幼児用の下着 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの 二 その他のもの	一七・五%
六一・〇五	ハンカチ 一 亜麻製又はラミー製のもの 二 その他のもの	二二%
六一・〇六	(一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの (二) その他のもの A 綿製のもの ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの (二) 綿製又は人造纖維製のもの (三) その他のもの	二二%
六一・〇八	(1) 綿製又は人造纖維製のもの (2) その他のもの 女子用のカラー、タッカー、ファラル、ボディスフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの	一七・五%
六一・〇九	コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、ブラジャー、ブレース、サスペンダー、ガーターその他これらに類する物品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを含むものとし、ゴム糸を用いたものであるかどうかを問わない。) 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの 二 くつ下類 一 手袋 二 手袋及びくつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	二二%
六一・一一	ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットその他の衣類附属品(製品にしたものに限る。) 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつぎした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの ひざ掛け及び毛布のうち 綿製のもの以外のもの ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン並びにカーテンその他の室内用品 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを用いたもの 二 その他のもの (一) 亜麻製又はラミー製のもの (二) その他のもの	二二%
六一・一二	(1) 綿製のもの (2) その他のもの	二二%

六二・〇五	紡織用繊維のその他の製品(ドレスパターンを含む。)の うち 綿製のものの以外のもの	一〇%
六四・〇二	はき物(本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製 又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六 四・〇一号に該当するものを除く。) 一 甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもののうち 甲が革製のもの(本底が革製、ゴム製又はコン ポジション製のものに限るものとし、スリッパ その他の室内用はき物を除く。) 二 その他のもの (一) 本底が革製のもののうち キャンパスシューズ (二) その他のもの	二七%
六四・〇四	はき物(本底がその他の材料製のものに限る。)	一〇%
六四・〇五	はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含 むものとし、金属製のものを除く。) 一 革製のもの及び毛皮を用いたもの 政令で定める日から昭和四七年三月三十一日まで に輸入されるもの 二 その他のもの	二七% 一〇%
六五・〇一	帽体(フェルト製のもので、成型し又はつばを付けて ないものに限る。)並びにフェルト製のプラトウ及びマン ション(スリットマンションを含む。)	七・五%
六五・〇四	帽子(組んだもの及び組物その他の物品のストリップで 作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はト リミングしてあるかどうかを問わない。) 二 その他のもの	二・五%
六五・〇五	帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編み のもの及びレース、フェルトその他紡織用繊維の織物類 (ストリップのものを除く。)で作つたものに限るもの とし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかど うかを問わない。)	二・五%
六六・〇一	かさ(つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチパラソ ルその他これらに類する物品を含む。)	二・五%
六六・〇二	つえ(登山用つえ及びシートスタックを含む。)、むちそ の他これらに類する物品	一〇%
六八・〇一	石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこう を用いたもの 二 その他のもの	二〇%
六八・〇二	羽毛皮及びその羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその 部分、鳥のわた毛並びにこれら製品(第五・〇七号に 該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。)	一〇%
六八・〇三	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 (1) 人造プラスチック製のもの (2) その他のもの	二五%
六八・〇四	人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたもの に限る。)及びかつらその他これに類する物品の製作用に 調製した羊毛その他の獣毛 二 獣毛	一〇%
六八・〇五	かつら、つけひげ、ヘアパッド、かもしその他これらに 類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに 限る。)及び人髪製のその他の製品(ヘアネットを含む。)	五%
六八・〇六	骨又は柄の部分品(材料を問わない。)	一〇%
六八・〇七	一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴 石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこう を用いたもの 二 その他のもの (一) 紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用い たもの (二) その他のもの	一五%
六八・〇八	道路その他の舗装に用いる石、縁石及び敷石(天然石製 のものに限るものとし、スレート製のものを除く。)	二・五%
六八・〇九	石碑用又は建築用の石(加工したものに限る。)及びその 製品(モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一 号又は第六九類に該当するものを除く。)	二・五%
六八・一〇	一 大理石(みがいたものに限る。)及び大理石製品 (2) その他のもの 二 その他のもの	二・五%
六八・一一	スレート(加工したものに限る。)及びスレート製品(凝結 スレート製品を含む。)	七・五%
六八・一二	プラスチック製品	五%

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

六八・一四	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石棉その他の鉱物性材料又は纖維素をもととしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。)	七・五%
六八・一六	石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。)	七・五%
六九・〇二	耐火レンガ、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一号に該当するものを除く。)	七・五%
六九・〇八	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限り。)	五%
六九・一一	磁器(パリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)	七・五%
六九・一二	その他の陶磁器(食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)	七・五%
六九・一三	小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品	七・五%
六九・一四	その他の製品	七・五%
七〇・〇六	みがき板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鑄込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、さらに加工したものを除く。)	二・五%
七〇・一〇	ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チューブ状容器その他これらに類する容器(通常輸送用又は包装用に供するものに限る。)	七・五%
七〇・一三	ガラス製品(通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。)	七・五%
七〇・一九	(1) コップ類(貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。) (2) その他のもの	一〇% 一五%
七一・一二	身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)	五%
七一・一三	(1) 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの	一七・五%
七一・一四	(2) その他のもの	二〇%
七一・一五	真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	二〇%
七〇・二二	二 その他のもの その他のガラス製品のうち 石英ガラス製のものを除くもの	七・五%
七一・〇二	一 ガラス製のキューブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。)、ガラス製の眼(がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。)	七・五%
七一・〇二	二 その他のもの 並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品(貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。)	一〇%
七一・〇二	一 研磨、あなづけその他これらに類する加工をしていないもの	七・五%
七一・〇二	二 その他のもの (一) 研摩、あなづけその他これらに類する加工をしていないもの	七・五%
七一・〇二	(二) その他のもの	一〇%
七一・〇二	(三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(二十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(三十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(四十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(五十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(六十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(七十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(八十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十一) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十二) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十三) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十四) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十五) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十六) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十七) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十八) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(九十九) その他のもの	七・五%
七一・〇二	(百) その他のもの	七・五%

七二・一六	身辺用模造細貨類 一 貴金屬をめぐしたるもの 二 その他のもの	二〇% 二二・五%
七三・〇一	銑鉄及びスピーゲル(なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。) 一 銑鉄 二 スピーゲル フェロアロイ 二 フェロマンガ 四 フェロニッケル	五% 五% 五%
七三・〇二	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼	二二%
七三・〇五	一 鉄の含有量が全重量の九〇%に満たないものうち ニッケルの含有量が全重量の二%以上で五%に満たないもの 二 その他のもの (1) ニッケルの含有量が全重量の二%以上で五%に満たないもの (2) その他のもの	無税 無税 五%
七三・一五	合金鋼及び高炭素鋼(第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。) 一 合金鋼 (一) 高速度鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上で、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。) (1) 前年における輸入数量の国内需要数量のうち、に占める割合を当該年度における国内需要見込数量に乗じて得た数量を基準とし、国際市場その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの	無税 無税 五%
七三・一八	鉄鋼の管及び素管(銑鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。) 一 合金鋼(この類の注1(4)に定めるものをいう。)のもの	一五% 二〇%
七三・二〇	鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他	二二%
七三・二三	の他の管用継手 ドラム、かん、箱その他これらに類する容器(通常輸送用又は包装用に供するもので、鉄鋼の板で製造したものに限る。)	七・五%
七三・二九	鉄鋼製のくさり及びくさり部分品	七・五%
七三・三一	鉄鋼製のくき、びょう、またくき、かぎくき、波形くぎ、かすがい、飾りくき、スパイク及び画びょう(銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。)	七・五%
七三・三二	鉄鋼製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーヌスタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない)並びに鉄鋼製のねじ(スクリーネーフック及びスクリーニングを含む)、リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金	七・五%
七三・三四	鉄鋼製のピン(ハットピンその他の装飾用のもの及び画びょうを除く)、ヘアピン及びカールグリッパ	七・五%
七三・三八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。)	七・五%
七三・四〇	その他の鉄鋼製品のうち エンドレスコンベアベルト(巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットあなを有するものを含む)以外のもの	七・五%
七四・〇一	銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない)及びびくす 二 塊(一)に掲げるものを除く。 (一) 製錬用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。) (1) 課税価格が一キログラムにつき三二八円以下のもの (2) 課税価格が一キログラムにつき三二八円をこえ、三五〇円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき三五〇円をこえるもの (四) その他のもの (1) くすを溶解して鑄造したもの(亜鉛の含有量が全重量の二五%以上のものに限る。)	一〇% 一キログラムにつき二二円 一キログラムにつき一キログラムにつき、課税価格と三五〇円との差額 無税

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関税法の一部を改正する法律案

七四・〇五

(i) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭以下のもの	二・五%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭をこえ、二三〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二三〇円との差額
課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭以下のもの	二・五%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭をこえ、二三〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二三〇円との差額
(i) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭以下のもの	二・五%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭をこえ、二三〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二三〇円との差額
(i) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭以下のもの	二・五%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭をこえ、二三〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二三〇円との差額
(i) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭以下のもの	二・五%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭をこえ、二三〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二三〇円との差額
(i) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭以下のもの	二・五%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭をこえ、二三〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二三〇円との差額
(i) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭以下のもの	二・五%
(ii) 課税価格が一キログラムにつき二二四円三九銭をこえ、二三〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二三〇円との差額

をあげたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。	一五%
二 その他のもの	一五%
銅の管、素管及び中空棒	一五%
二 黄銅又は青銅のもの	一五%
三 その他のもの	一五%
(一) その他のもの	一五%
銅製のくぎ、びよう、またぐき、かぎくき、かすがい、飾りくき、スパイク及び画びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。)	一五%
一 貴金屬をめつきしたもの	二〇%
通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(銅製のものに限る。)	二〇%
一 貴金屬をめつきしたもの	二〇%
二 その他のもの	二〇%
その他の銅製品	二〇%
一 貴金屬をめつきしたもの	二〇%
二 その他のもののうち	二〇%
一 エンドレス帯(フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。以外のもの)	二〇%
ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製煉の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。及びくす	一〇%
一 マット、スパイスその他ニッケル製煉の中間生産物	一〇%
(一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)	一〇%
二 塊	一〇%
(一) ニッケル(合金を除く。のもの)	一〇%
(二) ニッケル合金のもの	一〇%
(1) ニッケルの含有量が全重量の五〇%に満たないもので、ユバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの	無税
(2) その他のもの	無税
三 くす	無税
(一) ニッケル(合金を除く。のもの)	無税
(二) ニッケル合金のもの	無税
(1) ニッケルの含有量が全重量の五〇%に満たない	無税

八〇・〇六	なをあげたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く)が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限り、粉及びフレーク	七・五%
八一・〇二	その他のすず製品 モリブデン及びその製品 一 塊、粉及びフレーク	一〇%
八一・〇四	その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品 二 塊、粉、フレーク及びびくず(一に掲げるものを除く) 三 其他のもののうち アンチモンの塊、粉及びフレーク	五%
八二・〇三	手工具(フライヤー(切断用フライヤーを含む)、やつとこ、ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く) 手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く)、トーチランプ、金数き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじ炬並びにフレームに取り付けたグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	七・五%
八二・〇九	ナイフ(この歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く) 二 其他のもの	七・五%
八二・一一	かみそり及びその刃(刃の半製品で帯状のものを含む) 三 其他のもの	九%
八二・一二	はさみ(テラーシヤを含む)及びその刃	一〇%
八二・一三	その他の刃物(たとえは、剪定はさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ)並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具(つめやすりを含む) 二 其他のもの	九%
八二・二四	(1) 刃物(ペーパーナイフその他これに類する物品を除く) (2) 其他のもの スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具 二 其他のもの	九%
八三・〇一	錠(かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限り)、フレーム(ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限り)並びにこれらのかぎ(完成したかぎであるかどうかを問わない)及び部分品(卑金属製のものに限り) 二 其他のもの	一〇%
八三・〇二	卑金属製の取付具(ドアクロージャーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限り)及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具 一 貴金属をめつきましたもの 二 其他のもの	一〇%
八三・〇六	(1) 自動車(関稅定率法別表第八七・〇九号又は第八七・一〇号に該当する車両を除く)又はトラクター(同表第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限り)の部分品 (2) 其他のもの	一五%
八三・〇七	卑金属製の小像その他の室内裝飾品 一 貴金属をめつきましたもの 二 其他のもの	一〇%
八三・一〇	ランプその他の照明器具及びその部分品(卑金属製のものに限り)とし、第八五類(第八五・二二号を除く)に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く 卑金属製のビーズ及びスパンゲル 一 貴金属をめつきましたもの	一〇%
八三・一二	卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡 一 貴金属をめつきましたもの	二〇%

八四・〇六

内燃機関(ピストン式のものに限る。)

一 内燃機関

(一) 自動車用のものうち

関税率法別表第八七・〇一号に掲げるトラクター用のもの

七・五%

八四・二九

パン用穀物の製粉用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械(農場用のものを除く。)

七・五%

八四・三四

活字鑄造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロック、プレート、シリンドラーの調製又は加工に使用する機械(第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く。)、活字、紙型、母型、印刷用のブロック、プレート及びシリンドラー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーン

二 活字、紙型、母型並びにブロック、プレート及びシリンドラー(製版用に調製したものを含む。)

七・五%

八四・四〇

清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にベラストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。)並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの

二 その他のもの

七・五%

八四・四五

金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。)

一 工作機械

(一) 旋盤

B 自動ならい旋盤(ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。)

E その他のものうち

一二・五%

多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のものを

除く。)

(1) 自動ならい旋盤

(2) 多軸自動旋盤

(3) その他のもの

(一) ボール盤及び中ぐり盤

A 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。)

一二・五%

B 治具中ぐり盤(立型のものに限る。)

C その他のものうち

ボール盤(数値制御式のものを除く。)

フライス盤

B ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のものうち加工面積が一方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。)

C プラノミラー(テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。)

D その他のものうち

ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一、五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。)

(1) ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のものうち加工面積が一、五平方メートルに満たないものに限る。)

(2) その他のもの

A 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るもの

除く。)

その他のもの

研削盤

A 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るもの

除く。)

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

とし、セクターレス式のものを除く。のうち
数値制御式のものを除くもの

一二・五%

C その他のものうち

数値制御式のもの、平面研削盤(研削することが出来る長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く)及びねじ研削盤以外のもの

(1) 平面研削盤(研削することが出来る

長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で、三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。)及び内面研削盤(研削することが出来る内径が二〇〇ミリメートル以上のものに限る。)

(2) その他のもの

一二・五%
七・五%

(四) 歯切盤及び歯車仕上機械

A 単軸ホブ盤(立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。)のうち

数値制御式のものを除くもの

一二・五%

(五) その他のもの

A プロチ盤(引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。)のうち
数値制御式のものを除くもの

一二・五%

八四・四八

第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則としてつばら使用する部分品及び付属品(加工物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出合その他加工機械に用いる物品を含む)並びに手工具又は手持工具に用いるツールホルダー

八四・五二

計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

一 電子計算機械

(一) 計数型電子計算機械(計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機(計算機本体以外のものにあつては、計算機本

七・五%

八四・五三

体とともに輸入するものに限る。)に限る。のうち
磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機(記憶容量が一億字以上のものに限る。)及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機

一五%

せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械

一 計数型電子計算機械(計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機(計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。)に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。)のうち
磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機(記憶容量が一億字以上のものに限る。)及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機

一五%

八四・五四

その他の事務用機器(たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなかけ機及びとり機)

一五%

一 計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンター並びにこれらの機械、第八四・五三号の二に掲げる機械又は計算機本体に用いる制御機(制御機にあつては、計算機本体で使用される符号形式のデータの処理について制御を行なうものに限る。)のうち
磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機(記憶容量が一億字以上のものに限る。)及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機

一五%

二 その他のもの

七・五%

八四・五九	機械類(原則としてつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。)	
八五・〇一	七 その他の機械類及びその部分品 (一) 機械類のうち ドロマイト投射機、自動コイル巻機、重合タンク、密閉式連続マーガリン製造機、ペレット飼料製造機及びニューマチックマシン以外のもの 発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター 三 トランスフォーマー (二) 容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの	一〇%
八五・〇三	一次電池	七・五%
八五・一〇	携帯用の電池ランプ及び発電ランプ(第八五・〇九号に該当するものを除く。)	七・五%
八五・二〇	フィラメント電球及び放電燈(赤外線電球及び紫外線電球を含む)、アーク燈並びに写真用せん光電球	一〇%
八五・二二	一 フィラメント電球	七・五%
八五・三二	二 その他のもの 電気機器(原則としてつばら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。)	一〇%
八七・〇六	一 計数型電子計算機用の制御機(計算機本体、これと電氣的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機若しくは記憶機又はこれらとともに使用する磁気テープコンバーター若しくは磁気テーププリンターに用いるものに限るものとし、第八四・五四号の一に掲げるものを除く。)のうち 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機(記憶容量が一文字以上のものに限る。)、又は磁気カード式記憶機に使用する制御機	一五%
八七・〇一	二 その他のもののうち 無限軌道式トラクター(蒸気機関式のものを除く。の部分品以外のもの) 自転車(配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)	一五%
八七・〇二	製図機器(パンタグラフその他の写図機器を含む。)、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機	一〇%
八七・〇三	一 製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び付属品 医療用又は獣医用の機器(電気式のものを含む。)のうち 医療用(麻酔用を含む。)、又は獣医用の機器(歯科用の機器、外科用以外の電気機器及び針、鉗子、ナイフ、手のごぎり、はさみその他の外科用の手道具を除く。)、並びにその部分品及び付属品並びに単に電動機で動作する機器(歯科用のものを除く。)	七・五%
八七・〇四	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模写機	七・五%
八七・〇五	懐中時計、腕時計その他の携帯時計(ストップウォッチを含む。)	七・五%
八七・〇六	一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のものうち ストップウォッチ以外のもの	一五%
八七・〇七	時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。)	一五%
八七・〇八	二 その他のもののうち 電気時計以外のもの	一三・五%
八七・〇九	三 その他のもの	一三・五%
八七・一〇	(四) その他のもの ウォッチムーブメント(ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。)	一三・五%
八七・一一	一 課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のものうち ストップウォッチムーブメント以外のもの	一五%

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関税率法等の一部を改正する法律案

九一・一一	その他の時計部分品 三 ウォッチムーブメントセット(部分品の一部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。)及びウォッチムーブメント用の地板	一二・五%	九四・〇三	二 とう製のもの 三 その他のもの その他の家具及びその部分品 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの 二 とう製のもの 三 その他のもの	一五% 一〇% 一五% 一〇%
九二・〇一	ピアノ(自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。)及びハーピシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハープ(エオリアンハープを除く。) (1) ピアノ (2) その他のもの	一二・五%	九四・〇四	寝具及びこれに類する物品(たとえば、マットレス、ふとん、羽根ぶとん、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、なんらかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨脹させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない。)並びにマットレスサポート	一五% 一五% 一〇%
九二・〇二	その他の弦楽器	七・五%	九四・〇二	一 寝具及びこれに類する物品 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品	一五% 一〇%
九二・〇四	アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカのうち	七・五%	九五・〇二	二 その他のもの アイボリーの加工品及び製品	一〇% 一〇%
九二・〇五	アコーディオン及びハーモニカ	一〇%	九五・〇三	一 ぞうげのもの 二 その他のもの	二〇% 一〇%
九二・〇六	その他の吹奏楽器	七・五%	九五・〇四	骨の加工品及び製品	一〇%
九二・〇八	太鼓、木琴、シンバル、カスターネットその他の打楽器 オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く。)並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛のうち	七・五%	九五・〇五	角、さんご(凝結したものを含む。)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一〇%
九二・一一	オーケストリオン、ミュージカルソーその他の楽器(オルゴールその他これに類するものを除く。)以外のもの	一〇%	九五・〇六	二 その他のもの コロッソその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一〇% 一〇%
九二・一二	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調整したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品 一 蓄音機用レコード (1) その他のもの B 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルをこえるもの	一〇%	九五・〇七	黒玉(鉱物性の黒玉類似品を含む。)、こはく(凝結したものを含む。)、又は海泡石(凝結したものを含む。)の加工品及び製品	一〇%
九四・〇一	いすその他の腰掛け(寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するものを除く。)及びその部分品	一枚につき八五円	九五・〇八	成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。)並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化しないゼラチンの加工品(第三五・〇三号に該当するものを除く。)及び製品	一〇%

九六・〇二	その他のほろき及びブラシ(機械の部分品として使用するブラシを含む)、ペイントローラー、スクイージー(ローラースクイージーを除く)並びにモップ		
九六・〇三	二 その他のもの (一) 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆 (二) 機械の部分品として使用するブラシ (三) その他のもの	七・五%	
九六・〇五	ほろき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	五%	
九六・〇六	化粧用のパフ及びパッド(材料を問わない)	一〇%	
九七・〇一	二 その他のもの 手ふり(材料を問わない)	一〇%	
九七・〇二	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のうば車その他これらに類する車	一〇%	
九七・〇三	人形	一〇%	
九七・〇四	娯楽用の模型及びその他のがん具 テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具(ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む)	一〇%	
九七・〇五	一 卓球用具並びにその部分品及び附属品 二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品 三 その他のもの	一〇%	
九七・〇六	カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスマストッキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品	一五%	
九七・〇七	運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く)	一〇%	
九七・〇七	一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの 三 その他のもの	一〇%	
九八・〇一	釣針、釣りざおその他の魚釣用具、たも、捕虫網及びおとり具その他これに類する狩猟用具 ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレスファスナーを含む)並びにこれらのブランド及び部分品	一〇%	
九八・〇二	二 その他のもの	一〇%	
九八・〇三	(一) その他のもの 万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャーペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く) 一 万年筆、ボールペン及びシャーペンシル (一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二) その他のもの A ボールペン B その他のもの 二 その他のもの (一) その他のもの	一〇%	
九八・〇四	二 その他のもの ペン先及びニブポイント	一〇%	
九八・〇五	鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテラリスチョーク及びビリヤードチョーク	七・五%	
九八・〇七	一 鉛筆 二 その他のもの 三 その他のもの	一〇%	
九八・〇八	日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る)並びに手動式のコンポジションステイック及びこれを有する手動式の印刷用セット	一〇%	
九八・〇一〇	タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかどうかを問わない)及びインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む) 二 インキパッド メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴	七・五%	
九八・〇一〇	二 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴	一〇%	

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関税率法等の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 關稅定率法等の一部を改正する法律案

別表第二 農水産物等特恵關稅率表

關稅定率法別表の番号	品名	稅率
九八・二一	石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	二〇% 一〇%
九八・二二	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品 一 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	二〇% 一〇%
九八・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品 一 貴金屬をめつきた金屬、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 魔法びんその他の真空容器(ケース入りのものに限り。) 及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)	一〇% 一〇% 一〇%
〇二・〇六	肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。) 二 その他のもののうち うに(卵を含む。)のもの	七・五%
〇五・〇七	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(線を整えてあるかどうかを問わない。)並びに鳥のわた毛(加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限り。)並びに羽毛又はその部分の粉及びくず 一 羽毛及び翼	七・五%
〇五・一一	さんご及びこれに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、その他の加工をしたものを除く。)、軟体動物の殻(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びに軟体動物の殻の粉及びくず	五%
〇六・〇三	一 さんご 切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は裝飾用に適するものに限る。) 樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分(切花を除く。)、こけ、地衣及び草(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は裝飾用に適するものに限る。)	一〇% 無稅
〇六・〇四	乾燥野菜(全形のもの、切つたもの、砕いたもの及び粉状にしたものに限るものとし、さらに調製したものを除く。)のうち たまねぎ及びしいたけ以外のもの	五% 一〇%
〇七・〇四	なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)	一〇% 無稅
〇八・〇一	一 バナナ 二 干しバナナ 三 パイナップルのうち 乾燥のもの	無稅 一〇% 無稅
〇八・〇二	四 その他のもののうち アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(乾燥のものに限る。)並びにココヤシの実及びブラジルナット	無稅
〇八・〇三	いちじく(生鮮又は乾燥のものに限る。) 二 干しいちじく	無稅 五%
〇八・〇四	ぶどう(生鮮又は乾燥のものに限る。) 二 干しぶどうのうち かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	五% 五%
〇八・一〇	冷凍果実(あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。)のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワー	五%

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

一五・一一	グリセリン、グリセリン水及びせつけん液 一 グリセリン 二 その他のもの	八%	一八・〇五	ココア粉(甘味を付けたものを除く。)	一五%
一五・一二	動物性又は植物性の油脂(完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限り、さらに調製したものを除く。)	無税	一八・〇六	チョコレートその他ココアを含有する調製食料品 二 その他のもの	一五%
一五・一四	鯨ろう(粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。)	六%	一九・〇一	(一) その他のもの 麦芽エキス	一二・五%
一五・一五	みつろう(粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。)	無税	一九・〇七	食パン、乾パンその他これらに類するペーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)	七・五%
一五・一六	植物性ろう(着色してあるかどうかを問わない。)	七・五%	一九・〇八	パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するペーカリー製品(ココアを含有しているかどうかを問わない。)	一二%
一六・〇二	肉又は肉の他の調製品 一 なまこ、くらげ又はうに(卵を含む)のもの 二 その他のもの	無税	二〇・〇一	一 砂糖を加えたもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ及びせんべいを含む)以外のもの 食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実(砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。)	一七・五%
一六・〇三	肉エキス及びミートジュース	一〇%		二 その他のもの ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ及びせんべいを含む)以外のもの	二〇%
一六・〇四	魚の調製品(キャビア及びその代用物を含む。)	七・五%		一 砂糖を加えたもの	
一六・〇五	甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもののうち えび 二 その他のもの(帆立貝、貝柱及びいかを除く。)	一〇%		二 その他のもの	一二・五%
一八・〇三	ココアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。)	五%		パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴ、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーアップ及びレイシ	一〇%
一八・〇四	カカオ脂	無税	二〇・〇二	調製した野菜(食酢又は酢酸で調製したものを除く。)	一五%

<p>一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの (一) その他のものうち アスパラガス、たけのこ、グリーンピース、マッシュポテト、ポテトフレーク及びきのこ以外のものうち にんにくの粉 気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもの その他のもの トマト</p>	<p>冷凍果実(砂糖を加えたものに限る。)のうち パイヤ、ポポー、アボカド、ゲアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ</p>	<p>砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、ガラスのもの及びクリスタライズしたものに限る。) その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの (一) その他のものうち 桃、なし、さくらんぼ及びアプリコット(砂糖を加えたものを除く。) バナナ、アボカド、マンゴー、ゲアバ及びマンゴスチン(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。)</p>	<p>二 その他のもの (一) その他のものうち 桃、なし、さくらんぼ、アプリコット、ミック、ストフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツ</p>	<p>一七・五%</p>	<p>一五% 一二・五% 一二%</p>	<p>一五%</p>	<p>一七・五%</p>	<p>二〇%</p>	<p>二〇%</p>	<p>二〇%</p>			
<p>カクテル バナナ、アボカド、マンゴー、ゲアバ及びマンゴスチン(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。) ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パラダイスナット、マカダミア及びヘーゼルナット</p>	<p>トマトジュース以外のもの (一) 砂糖を加えたものうち トマトジュース以外のもの (二) その他のものうち トマトジュース以外のもの ココリーその他のココヒー代用物(いつたものに限る。) 並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物 並びにこれらをもととした調製品 一 砂糖を加えたもの コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 その他のもの 二 その他のもの (一) その他のもの コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 その他のもの 一 ソース ソースその他の混合調味料</p>	<p>スूप及びブロス(固形又は粉状のものを含む。) 野菜スूप(気密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。) その他のもの</p>	<p>スूप及びブロス(固形又は粉状のものを含む。) 野菜スूप(気密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。) その他のもの</p>	<p>一五%</p>	<p>一五%</p>	<p>一二%</p>	<p>七・五%</p>	<p>一五%</p>	<p>二二・五%</p>	<p>一〇%</p>	<p>七・五%</p>	<p>二二・五%</p>	<p>一五%</p>

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二二・〇六	酵母(活性のものであるかどうかを問わない。)及び調製したベーキングパウダー	一 酵母	
	(一) 活性のもの	二二・五%	
	(二) その他のもの	五%	
二二・〇七	二 ベーキングパウダー	二二・五%	
	調製食料品(他の号に該当するものを除く。)		
	一 砂糖を加えたものうち	二五%	
	飲料のもと(おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限り)及びビーナツバター		
	二 その他のもの		
	(一) アルコールを含有しない飲料のもののうち	二〇%	
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	二〇%	
	(二) その他のものうち		
	ビーナツバター	二	
	ヤングコーンコブ(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。)	二・五%	
	ひじき	一〇%	
二二・〇三	ビール	無税	
二二・〇四	ぶどう搾汁(発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。)	無税	
二二・〇五	ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。)	無税	
	ぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		
	一 シャンパンその他のスパークリングワイン	一リットルにつき三二五円	
二二・〇六	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。)	一リットルにつき九〇円	
二二・〇七	その他の発酵酒(たとえば、りんご酒、なし酒及びミード)		
	一 清酒及び濁酒	無税	
	二 その他のもの	一リットルにつき五五円	
二二・〇九	エチルアルコール(変性しないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る)及び蒸留酒、リキニールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(い		

別表第三 鉱工業産品等特恵関税率(二分の一軽減税率)適用品目表	品名	関稅定率法別表の番号	税率
わゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの	一 エチルアルコール及び蒸留酒	二九・〇五	無税
	(三) ジン	二九・四二	一リットルにつき一〇円
	(四) その他のものうち エチルアルコール	二九・二三	一リットルにつき七五円
	その他のもの(ラムを除く。)	二九・四二	一リットルにつき四五円
二 リキニールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く。)	(一) 合成清酒及び白酒	二九・〇七	無税
	(二) その他のもの	二九・一〇	六%
	三 その他のもの 食酢及びその代用物 甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品	二九・〇七	無税
一 飼料用調製品			
環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	二 その他のもの	二九・〇五	無税
	(一) テルピネオール、メントール及びボルネオールのうちメントール	二九・二三	無税
	単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物	二九・四二	無税
	三 グルタミン酸ソーダ	二九・四二	無税
	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)	二九・四二	無税
	及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九・四二	無税
	三 その他のもの	二九・四二	無税
	(二) 硫酸ニコチン	二九・四二	無税
	精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。)及びレジノイド	二九・四二	無税
	一 精油	二九・四二	無税
(一) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモンガラス油、パチュリ油、ペチペル油及び芳油のうち	二九・四二	無税	
芳油	二九・四二	無税	

三三・〇四	(三) その他のものうち ペーパメント油(メンタルベンシスから採取したものに限る。)
三五・〇一	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。)
三五・〇二	カゼイン、カゼイナート及びその他のカゼイン誘導体並びにカゼインゲル
四一・〇二	二 その他のもの
四一・〇三	アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体
四一・〇四	牛革(水牛革を含む。)
四一・〇五	及び馬属の動物の革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
四一・〇六	羊革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
四一・〇七	やぎ革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
四一・〇八	パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメタライズドレザー
四二・〇一	トランク、スリッパ、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石、びん、カラー、はき物、プラスチックその他の物品のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器(革、コンポジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。)
四二・〇二	その他の革製品及びコンポジションレザー製品
四二・〇三	木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工してないものうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。)
四二・〇四	四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの
四二・〇五	木材(長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。)
四四・一四	薄板及び合板用単板(厚さが五ミリメートル以下のものに限る。)
四六・〇二	二 その他のものうち 合板用単板
五〇・〇一	組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)
五〇・〇二	並びにびん用のわらつと
五〇・〇三	二 その他のもの
五〇・〇四	(二) その他のものうち いぐさ製又は七島製のもの
五〇・〇五	繭(練糸に造するものに限る。)
	絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。)
	絹紡糸(絹紡糸及び小売用の糸を除く。)

五一・〇四	人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。)
五三・一一	毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)
五五・〇五	綿糸(小売用の糸を除く。)
	二 その他のもの
	(二) その他のもの
五五・〇九	その他の綿織物
五六・〇七	人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。)
五七・〇六	黄麻糸
五七・〇一	黄麻織物
五八・〇二	じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものを除くことともに、ケレムラグ、シエマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)
五八・〇四	パイル織物及びシエニール織物(第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリータオル織物の綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。)
五八・〇五	細幅織物及び接着剤で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類(第五八・〇六号に該当する物品を除く。)
五八・一〇	ししゅう布(モチーフを含む。)
五九・〇五	漁網(製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る。)
六〇・〇一	網地(ひも又は綱で作つたものに限る。)
六〇・〇二	メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)
六〇・〇三	手袋(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)
六〇・〇四	くつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)
六〇・〇五	下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。)
六一・〇一	外衣類及びその他の編物製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものを除く。)
六一・〇二	男子用の外衣類
六一・〇三	女子用又は乳幼児用の外衣類
六一・〇四	男子用の下着(カラー、シャツフロント及びカフスを含む。)
六一・〇五	ハンカチ
六二・〇一	ひざ掛け及び毛布
六二・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン並びにカーテンその他の室内用品
六四・〇二	はき物(本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製)

昭和四十六年三月十八日 衆議院会議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 関稅定率法等の一部を改正する法律案

六五・〇二	製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。 帽体(組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。)
六七・〇四	かつら、つけひげ、ヘアパッド、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獸毛製又は紡織用纖維製のものに限る。)及び人髪製その他の製品(ヘアネットを含む。)
七一・〇二	貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除く)とともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。 二 その他のもの
七五・〇一	(一) その他のもの ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。)及びくす 二 塊 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク 一 はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含む)のとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。、粉及びフレーク (二) ニッケル(合金を除く。)のもの B その他のもののうち 粉及びフレーク 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む。) アルミニウムの塊及びくす 一 塊 (一) アルミニウム(合金を除く。)のもの 鉛の塊(銀を含有するものを含む。)及びくす 一 塊 (一) 鉛(合金を除く。)のもの B その他のもの すずの棒、形材及び線 第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則としてつばら使用する部分品及び付属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)のうち 電子計算機械の部分品及び付属品 固定式又は可変式の蓄電器のうち 電力用のもの以外のもの(部分品を除く。)

関稅定率法別表の番号	品名
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。)、光電池、トランジスターその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気結晶素子 二 トランジスターその他これに類する半導体を有する物品 人形 娯楽用の模型及びその他のがん具
九七・〇二	
九七・〇三	
二七・〇九	石油及び歴青油(原油に限る。)
二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。) 石油ガスその他のガス状炭化水素 ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。)、ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシンググラス 一 ゼラチン及びにかわ 衣類及びその付属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。) 合板、ブロックボード、ラミンボード、パテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。)及び象眼し又は寄せ木した木材のうち 合板 生糸(よつてないものに限る。) 二 その他のもの 絹織物(絹ノイル織物を除く。) はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作つたものに限る。) はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。)
四二・〇三	
四四・一五	
五〇・〇二	
五〇・〇九	
六四・〇一	
六四・〇五	

注 この表に掲げる物品には、関稅定率法別表(別表第一の税率の適用があるときは、同表)において、その対応する税率の欄で無税とされているものを含まないものとする。

別表第四 特惠関稅例外品目表

附則
1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条中次の各号に掲げる関稅暫定措置法の改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七条の七に一項を加える改正規定(第八条の二の改正規定(同条第二項の改正規定を除く。))
 同条を第八条の五とし、第八条の次に三条を加える改正規定及び別表の改正規定(別表第二から
 別表第四までに係る部分に限る。)(昭和四十六年十月一日までの間において政令で定める日
 二 第七条の八第一項の改正規定(「三百円」を「五百円」に改める部分に限る。)(昭和四十六年十一
 月一日)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条第一項又は第七条の六第一項の規定により関
 税の免除又は軽減を受けた物品及び同法第八条第二項の軽減税率の適用を受けた物品については、
 なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法の規定により関税の還付を受けることができる場合
 に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 附則第一項第一号に掲げる日の前日までに、関税暫定措置法第八条の二第二項の規定の
 適用については、同項中「別表の税率の適用」とあるのは、「別表第一の税率又は同法第八条第三項
 の税率の適用」とする。

5 昭和四十六年度における改正後の関税暫定措置法第八条の四の規定の適用については、同条第一
 項前段中当該年度に」とあるのは「特恵実施第一年度(関税率法等の一部を改正する法律(昭和四
 十六年法律第 号)附則第一項第一号に掲げる日(以下この条において「特恵実施日」という。))から
 昭和四十七年三月三十一日までの期間をいう。に」と、「加算した額又は数量」とあるのは「加算した
 額又は数量を十二で除し、これに当該年度に含まれる月の数を乗じて得たもの」と、同条第三項中
 「四月一日」とあるのは「特恵実施日」と、「限度額等の二分の一に相当する額」とあるのは「限度額等
 を第一項に規定する月の数で除し、これにそれぞれ上半期又は下半期に含まれる月の数を乗じて得
 た額」と読み替えるものとする。

6 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされ
 る物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従
 前の例による。

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の表東京税関の項管轄区域の欄中「東京都 千葉県のうち成田市、香取郡
 大栄町及び多古町並びに山武郡芝山町」に改め、同表横浜税関の項管轄区域の欄中「千葉県」を「千葉
 県(東京税関の管轄に属する地域を除く。)」に改める。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ
 議定書(千九百六十七年)による譲許税率を繰り上げて実施することとするほか、関税率について所要
 の調整を行ない、国際連合貿易開発会議における合意に基づいて、いわゆる南北問題の解決に資する
 ため、開発途上国の原産品に対して特恵関税を適用する制度を新設するとともに、大気汚染防止の推
 進等のため、脱硫により低いお化される重油の製造用原油等の減税制度を拡充する等関税の減免還
 付制度について所要の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めま
 す。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 たいま議題となりました関税率
 率法等の一部を改正する法律案につき、大蔵委員
 会における審査の経過並びに結果について御報告
 申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変
 化に対応し、物価対策、輸入自由化対策に資する等
 の見地から、関税率について所要の調整を行なう
 こととするほか、開発途上国に対する特恵関税制
 度を新設するとともに、公害対策として減税制度
 を拡充するなど、関税の減免、還付制度について
 所要の整備を行なうため、関税率法、関税法及
 び関税暫定措置法の改正を行なう必要があるの
 で提出されたのであります。

この法律案の概要を申し上げますと、
 第一は、関税率の改正であります。

まず、物価への影響をも考慮し、ケネディ・ラ
 ウンドで譲許されている千九百二十三品目につ
 き、昭和四十七年一月から適用される予定の譲許
 税率を九カ月繰り上げて、本年四月から適用する
 とともに、協定税率が適用されない国の産品で、
 従来関税格差の解消を行なってきたもの等四百三
 十二品目についても、繰り上げ実施にあわせて格
 差解消措置を継続することとしております。

このほかバナナ、羊肉、馬肉等の生活関連物資
 を含む百二十四品目につき、関税率の引き下げを
 行なうこととしております。

また、輸入自由化の促進等に関連して、豚肉に
 差額関税、グレイプフルーツに季節関税を採用す
 るなど、単純な増税は回避しつつ、二十二品目
 ついて関税率の引き上げを行ない、原則として自
 由化実施の日から適用することとしております。

このほか、紅茶、大豆等七十五品目について、

暫定税率の適用期限の延長等を行なうこととして
 おります。

第二は、特恵関税制度の新設であります。

特恵関税は、原則として、国連貿易開発会議の
 加盟国のうち開発途上にある国などで、その適用
 を希望するものに対し供与することとしたしてお
 ります。

次に、供与対象産品であります。まず、農水
 産品等については、五十九品目に限り特恵税率を
 適用することとし、特恵供与により輸入が急増
 し、国内産業に損害を与える場合には、その適用
 を停止することができることとしております。ま
 た、鉱工業産品等については、例外品目十品目以
 外のすべてを特恵関税の対象とし、このうち五十
 七品目は五〇%の関税引き下げ、その他は無税。
 また、品目ごとの特恵供与ワクの範囲内で特恵税
 率を適用することとしたしてあります。

なお、価格変動が著しい基礎原材料等につ
 いては、緊急関税を若干緩和した要件のもとに発動
 し、特恵税率の適用を停止することができること
 といたしてあります。

この制度の実施は、本年十月までの間で政令で
 定める日からとし、昭和五十六年三月末までの適
 用を予定いたしてあります。

第三は、関税の減免、還付制度等の改正であり
 ます。

公害対策の一環として、重油脱硫減税制度を拡
 充し、脱硫重油一キロリットル当たり五百円の軽
 減を行なうとともに、製油用低硫黄原油の関税に
 ついても、一キロリットル当たり百十円引き下げ
 ることとしてあります。また、農林漁業用燃料油
 の免税制度等につき適用範囲の拡大を行なうほ
 か、現行の減免、還付制度の適用期限を延長する
 等、所要の規定の整備を行なうこととしてありま
 す。

なお、以上の措置により、昭和四十六年度約三
 百六十一億円の減収が見込まれておるのでありま
 す。

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号

関稅定率法等の一部を改正する法律案 朗誦を省略した議長の報告

五二四

本法律案は、去る三月十一日質疑を終了し、三月十六日討論に付したところ、日本社会党、公明党、共産党を代表し、藤田高敏君より、反対する旨の意見が述べられたのであります。引き続き採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決したのであります。

なお、本案に対しては、「ケネディ・ラウンド」の実施により、協定税率が適用されない国との間に生じた関稅格差解消、「輸入自由化に伴い、輸入の急増等により国内生産者に対する損害が生じることあり、発展途上国が十分な競争力を有する織物、雑貨等の生産品については、当該業界に悪影響を及ぼさぬよう特段の配慮をすることにも、特に競争力の強い地域を特惠受益地域に指定する場合には、他の供与国の措置をも十分勘案し、国内産業上問題のある品目は除外する等の措置」、「特惠関稅の供与に当たり、供与対象品目に該当する国内関連業界に対する中小企業特惠対策としての金融、税制等の諸措置」の五項目にわたり、本法の施行にあたり十分配慮すべきである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(荒松清十郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十分散会

出席國務大臣

- 法務大臣 植木庚子郎君
- 大藏大臣 福田 赳夫君
- 自治大臣 秋田 大助君

朗誦を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十六日、本院は科学技術會議議員に兼重寛九郎君及び杉野目晴貞君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は社会保険審査会委員に川嶋三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は中央更生保護審査会委員に三田庸子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は運輸審議会委員に鈴木清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は次の總調書を異議ないものと議決した旨内閣に通知した。

昭和四十四年度一般会計國庫債務負担行為總調書

昭和四十五年度一般会計國庫債務負担行為總調書(その一)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

- 辞任 岡崎 英城君
- 補欠 山下 徳夫君
- 中山 正暉君
- 二階堂 進君
- 野呂 恭一君
- 村田敬次郎君
- 細田 吉藏君
- 山下 徳夫君
- 徳夫君
- 岡崎 英城君

法務委員

- 辞任 島村 一郎君
- 補欠 向山 一人君
- 中尾 栄一君
- 山手 満男君
- 唐沢俊二郎君
- 山手 満男君
- 中尾 栄一君
- 向山 一人君
- 島村 一郎君

外務委員

- 辞任 石井 一君
- 補欠 野呂 恭一君
- 鯨岡 兵輔君
- 前田 正男君
- 山口 敏夫君
- 二階堂 進君
- 豊 永光君
- 岡崎 英城君
- 前田 正男君

社会労働委員

- 辞任 小林 進君
- 補欠 武部 文君
- 武部 文君
- 小林 進君
- 武部 文君
- 小林 進君
- 武部 文君
- 武部 文君

運輸委員

- 辞任 長谷川 峻君
- 補欠 唐沢俊二郎君
- 江藤 隆美君
- 木村 武雄君
- 小沢 一郎君
- 園田 直君
- 加藤 六月君
- 山手 満男君
- 武部 文君
- 小林 進君
- 加藤 六月君
- 武部 文君

通信委員

- 辞任 水野 清君
- 補欠 島村 一郎君
- 水野 清君
- 島村 一郎君
- 水野 清君

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委

社会労働委員

- 辞任 小林 進君
- 補欠 武部 文君
- 武部 文君
- 小林 進君
- 武部 文君
- 小林 進君
- 武部 文君
- 武部 文君

運輸委員

- 辞任 長谷川 峻君
- 補欠 唐沢俊二郎君
- 江藤 隆美君
- 木村 武雄君
- 小沢 一郎君
- 園田 直君
- 加藤 六月君
- 山手 満男君
- 武部 文君
- 小林 進君
- 加藤 六月君
- 武部 文君

通信委員

- 辞任 水野 清君
- 補欠 島村 一郎君
- 水野 清君
- 島村 一郎君
- 水野 清君

予算委員

- 辞任 椎名悦三郎君
- 補欠 二階堂 進君

決算委員

- 辞任 水野 清君
- 補欠 島村 一郎君
- 水野 清君
- 島村 一郎君
- 水野 清君

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

西銘 順治君

谷垣 専一君

補欠

谷垣 専一君

西銘 順治君

運輸委員

辞任

小此木彦三郎君

唐沢俊二郎君

谷垣 専一君

中村庸一郎君

大野 市郎君

中村 弘海君

西銘 順治君

綿貫 民輔君

補欠

中村 弘海君

綿貫 民輔君

西銘 順治君

大野 市郎君

中村庸一郎君

小此木彦三郎君

谷垣 専一君

唐沢俊二郎君

通信委員

辞任

中野 明君

鳥居 一雄君

補欠

鳥居 一雄君

中野 明君

予算委員

辞任

大野 市郎君

中村庸一郎君

補欠

中村庸一郎君

大野 市郎君

決算委員

辞任

鳥居 一雄君

中野 明君

補欠

中野 明君

鳥居 一雄君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業公害対策特別委員

辞任

土井たか子君

西田 八郎君

山口 鶴男君

田畑 金光君

補欠

山口 鶴男君

田畑 金光君

土井たか子君

西田 八郎君

(議案提出)

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

一、昨十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公害に係る被害の救済に関する特別措置法案

(細谷治嘉君外八名提出)

公害紛争処理法案(細谷治嘉君外八名提出)

一、昨十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

許可、認可等の整理に関する法律案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第九二号) 内閣委員会 付託

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号) 大蔵委員会 付託

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第九四号) 内閣委員会 付託

(条約送付)

一、去る十六日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十四年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

昭和四十四年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和四十五年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十五年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十五年特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

郵便法の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

労災医療に関する質問主意書(受田新吉君提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の状況にかんがみ、地方団体の公共施設等の整備に要する財源の充実をはかるとともに、各種の制度改正に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 長期的見地から社会資本の計画的な整備を推進するとともに、最近の地域社会の著しい変貌に対処し、それぞれの地域の特性に応じ、て住みよい生活環境の整備をはかるため、次

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 議案に関する報告書

により基準財政需要額の算定方法を改正すること。

1 市町村道、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進するため、関係費目にかかる単位費用の改定および算定方法の改正を行なうこと。

2 公害対策、交通安全対策および消防救急対策に要する経費を充実すること。

3 人口急増地域における財政需要の増加に対応して、都市施設の整備に要する経費を充実するほか、義務教育施設、都市計画事業等の整備のため、人口急増補正および容積正による算入額の強化をはかること。

4 引き続き市町村分の「土地開発基金費」を算入するとともに、その拡充をはかること。

5 過疎地域における行政水準の維持向上をはかるため、人口急減補正の強化および容積正の合理化等により、後進市町村の財政基盤の強化をはかること。

6 広域市町村圏内における基幹生活関連道路の整備を引き続き促進するための措置を

講ずること。

7 その他、各種の制度改正、給与改定の平年度化等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定するほか、基準財政需要額の算定方法の簡素合理化をはかること。

(二) 基準財政収入額については、算定方法の簡素合理化をはかること。

二 議案の可決理由

地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の増加状況等を勘案し、地方団体の財源の均衡化をはかり、地方行政の計画的な運営を保障しようとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に、地方交付税交付金として二兆四百六十四億二千三百三十八万一千円を計上している。
右報告する。

昭和四十六年三月十六日

地方行政委員長 菅 太郎

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方財政の現況にかんがみ、左の諸点に留意すべきである。

一 社会経済の急激な進展に伴い、地方団体の財政需要が年々増高している現状にかんがみ、過密・過疎対策、公害対策等に対する財政措置の充実を図ることとし、とくに単独事業については、これを長期的見地から計画的に実施しうるよう地方交付税等による措置を強化すること。

二 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担については、引き続きその解消を図ること。

三 地方公営企業については、その健全化を促進するため、一般会計との負担区分の合理化及び利子負担の軽減を行なう等、引き続きその経営基盤を強化する措置を講ずるよう検討すること。

四 地方債については、各種公共施設の計画的な整備を推進するため、その資金の拡充を図ると

ともに、政府資金の占める割合を高めること。右決議する。

民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、民事訴訟費用等に関する法制を整備し、訴訟費用の範囲の明確化、手数料の合理化、証人等に対する給付の充実等を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保するため、新たに民事訴訟費用等に関する必要事項を定めようとするものである。

主なる内容は次のとおりである。

1 民事訴訟等において当事者間の償還請求の目的となる費用(敗訴者が勝訴者に償還すべき訴訟費用)について、その範囲を制限列挙的に明確にすること。

2 手続の過程でなされる中間的、附随的な申立て(期日指定の申立て、証拠の申出等)については、原則として、手数料を納めることを要しないものとするともに、その他の申立ての手数料を適正な額に改めること。

3 過大に納められた手数料の額は、金銭で還

付するものとする。また、訴えの提起等

の手数料については、口頭弁論を経ないで訴えが却下され、又は、最初の口頭弁論期日の終了前に訴えが取り下げられた場合等には、原則として、手数料の半額を金銭で還付するものとする。

4 証人、鑑定人等に対し、出頭当日について日当を支給するほか、出頭のための旅行に要した日についても新たに日当を支給するものとする。

5 証人、鑑定人等の旅費の種目として、新たに航空賃を加えること。

二 議案の可決理由

本案は、民事訴訟費用等に関する法制について、体系的にこれを整備するとともに、従来からの実務慣行等を基礎にその内容を明確化し、よりとするものであり、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度裁判所関係予算に二千七百七十万円を計上している。右報告する。

昭和四十六年三月十六日

法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 船田 中殿

刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、刑事訴訟費用等に関する法制を整備し、訴訟費用の範囲の明確化、証人等に対する給付の充実等を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保するため、新たに刑事訴訟費用等に関する必要事項を定めようとするものである。

主なる内容は次のとおりである。

1 証人、鑑定人等に対し、出頭当日について日当を支給するほか、出頭のための旅行に要した日についても、新たに日当を支給するものとする。

2 証人、鑑定人等の旅費の種目として、新たに航空賃を加えること。

二 議案の可決理由

本案は、刑事訴訟費用等に関する法制について、体系的にこれを整備するとともに、従来から

の実務慣行等を基礎にその内容を明確化し、よりとするものであり、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度裁判所関係予算に九百八十七万円を計上している。右報告する。

昭和四十六年三月十六日

法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 船田 中殿

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主なる内容は次のとおりである。

1 「民事訴訟費用等に関する法律」および「刑事訴訟費用等に関する法律」の規定は、昭和四十六年七月一日、裁判所に納める手数料に関する規定は、同年十月一日から施行すること。

2 現行の「民事訴訟費用法」、「民事訴訟用印紙法」、「商事非訟事件印紙法」、「刑事訴訟費

用法」および「訴訟費用臨時措置法」は、廃止すること。

3 右の改正に伴う必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整理を行なうこと。

二 議案の可決理由

本案は、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の施行期日並びにこれらの法律の施行に伴う経過措置等を定めようとしようとするものであり、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十六年三月十六日

法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 船田 中殿

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応するため、関稅及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(一九六七年)による關

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号 議案に関する報告書

許税率を繰り上げて実施することとするほか、開発途上国に対する特惠関税制度を新設するとともに、脱硫重油製造用原油等の減税制度を拡充するなど関税の減免・還付制度について所要の整備を行なう等とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率の改正

(一) ケネディ・ラウンドで議許される千九百二十三品目につき、昭和四十七年一月からの適用予定譲許税率を本年四月から適用する

とともに、協定税率が適用されない国の産品で従来関税格差の解消を行なつてきたもの等四百三十二品目についても、ケネディ・ラウンドの繰上げ実施にあわせ格差解消措置を継続することとする。

(二) バナナ、羊肉・馬肉、カラフィルム等の百二十四品目につき関税率の引下げを行なうこととする。

(三) 豚肉に差額関税、グレープフルーツに季節関税等を採用し、単純な増税は極力回避しつつ二十二品目について関税率の引上げを行ない、原則として自由化実施の日から適用することとする。

(四) 紅茶、大豆等七十五品目について、暫定税率の適用期限の延長等を行なうこととする。

2 特惠関税制度の新設

(一) 原則として、国連貿易開発会議の加盟国のうち開発途上にある国などで特惠適用を希望するものに対し特惠を供与する。

(二) 農水産品等のうち五十九品目について、二〇%から一〇%引き下げた特惠税率を適用する。

特惠による輸入が急増し国内産業に損害を与える場合は、特惠税率の適用を停止することとする。

(三) 鉱工業製品等は、例外品目一〇品目を除き特惠の対象とし、特定品目五十七品目は五〇%引下げ、その他は無税とし、特惠供与ワクの範囲内で特惠税率を適用する。

また、受益国からの輸入が特惠供与ワクをこえたとき、特定の一国からの特定品目の輸入が特惠供与ワクの五〇%をこえたときはそれぞれ特惠税率の適用を停止する。さらに、国際価格の変動が著しい基礎原材料等については、緊急関税の発動により特惠税率の適用を停止する。

(四) 本制度は、昭和四十六年七月実施を目途とし、昭和五十六年三月まで施行するものとする。

3 関税の減免・還付制度等の改正

(一) 脱硫重油一キロリットル当たり五百円の軽減を行なうとともに、製油用低いおう原油の関税一キロリットル当たり百十四円引き下げることをとする。

(二) 農林漁業用燃料油の免税制度等につき適用範囲の拡大を行なうほか、現行の減免・還付制度の適用期限を延長する等所要の規定の整備を行なうこととする。

なお、以上の措置により昭和四十六年度において約三百六十一億円の減収が見込まれている。

二 議案の可決理由

内外の経済情勢の変化に対応し、物価対策、輸入自由化対策に資する等、また、公害対策さらには南北問題の解決に資することは適切な措置であるとの認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十六年三月十六日

大蔵委員長 毛利 松平
衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 物価安定対策としての関税率引下げ措置がとられたことにかんがみ、その効果が末端消費者価格にまで反映されるよう、行政指導を強化するなど格段の努力をすること。

二 ケネディ・ラウンドの実施により、協定税率が適用されない国との間に生じた関税格差については、国内産業保護上支障のない限り、可及的速やかにその格差解消に努めること。

三 豚肉、グレープフルーツ等の輸入自由化に伴い、輸入の急増等により当該品目の国内生産者に相当な悪影響を及ぼすおそれの生じた場合は緊急関税の発動等の措置を適時かつ機動的に行なうこと。

四 特惠関税の実施に当たり、既に開発途上国が

十分な競争力を有する繊維、雑貨等の生産品については、当該業界に悪影響を及ぼさぬより運用面において特段に配慮するとともに、特に競争力の強い地域を特惠受益地域に指定する場合には、他の供与国の措置をも十分勘案し、国内産業保護上特に問題のある品目は除外する等の措置を考慮すること。

五 特惠関税の供与に当たり、供与対象品目に該当する国内関連業界に対し、悪影響を及ぼさないよう、中小企業特惠対策としての金融、税制等の諸措置について十分配慮すること。

昭和四十六年三月十八日 衆議院會議録第十八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)